

# 国際的二重課税排除の制度分析

小山光一・中西良之

## 1. 序論

本論文の目的は、国際的な二重課税排除の制度を制度分析の観点から考察することである。この制度を法律に則して数学的に定式化し、制度に則した理論的枠組みを構築することにより、制度の下で経済主体の合理的な行動によって生じるメカニズムの解明を図る。

国際的な二重課税の分野において、法律に則した制度の研究は、従来、あまり行われてこなかったと言える。この分野における代表的な研究としては、Kemp(1964)、Hamada(1966)、Musgrave(1969)、Hartman(1985)、Bond and Samuelson(1989)、Gresik(2001)がある。これらの研究は、主に理論モデルの枠組みに国際的な二重課税排除の制度を導入しているが、現実の制度そのものを研究対象にしていない。既存の理論モデルの中で理論的研究の発展を図ることが中心であるため、法律に則した制度分析が十分行われてこなかった。また、実際の税務の側面では、税法に則した研究があるが、経済学的な裏付けは明確ではない。<sup>1)</sup>この分野は、依然、経済学の分野では未開発の状態にあると言える。

ところが現実には、この分野において急激な制度改革が迫られている。2009年度税制改正において、新たに外国子会社配当益金不算入制度が導入され、従来の間接税額控除(外国税額控除制度)が廃止された。この制度改正の目的は、外国子会社の利益を国内に還流させること

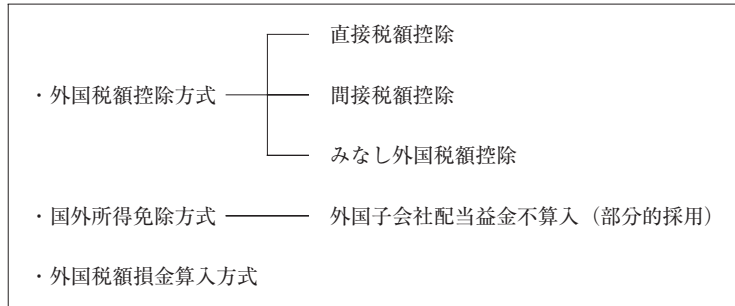
にある。外国子会社の利益は大幅に増加しているにも関わらず、この多くは国内に資金還流されず海外に留保され、日本国内の投資に充てられていない状況にある。外国子会社の利益を国内還流させることを妨げている税制上の障害を取り除くことがこの制度の目的である。

いま、経済学に求められている課題は、このような制度改革を制度分析の観点から理論的に分析することである。従来の間接税額控除から外国子会社配当益金不算入制度に移行すると、何が起きるのか。この移行は、単に企業の税負担に与える影響ばかりでなく、資源配分の効率性、および自国への投資に及ぼす影響の観点からどのように評価できるかを明確にする必要がある。具体的な問題として、第1に、この制度の移行によって企業の税負担はどのように変化するか。第2に、この制度の移行によって効率的な資源配分が実現するのか。第3に、この改正により、日本の親会社にとって、外国子会社の所得を利用して国内の投資を行うインセンティブが生じてくるのか。この3つの問題に対する解答を見つけなくてはならない。

本論文では、この3つの問題に対する解答を見出している。第1の問題に対する解答として、企業の税負担は一般に軽くなる。第2の問題に対する解答は、Noである。この制度改革は、資源配分の効率性を何ら改善しないので、効率性の観点から意味はない。第3の問題に対する解答は、Yesであり、確かに日本の親会社にとって、外国子会社の所得を利用して国内投資を行うインセンティブは従来よりも高くなる。しかし、自国の投資への影響は非常に小さ

1) 実際の税務については、例えば、朝長英樹(2009)と渡辺淑夫(2008)がある。

図 1 国際的二重課税排除制度の体系



く、この制度改正はあまり意味がない。従って、結論として、この制度改正は経済学的にあまり評価できないことを本稿で証明する。では、この制度改正の意図はどこにあるのか。従来の間接税額控除の場合、外国子会社は日本の親会社に配当を送金すると税負担が増加していたことが問題であった。ところが、新しい外国子会社配当益金不算入制度の場合、この税負担が従来より減少するので、外国子会社は日本の親会社に配当を送りやすくなる。この点が、制度改正の意図していることであるが、この制度改正に対して多くの期待が生じている。しかし、この期待の多くは、幻想であることを本稿で証明する。この改正で意味があるのは、税務行政において、情報コストの減少のみである。本質的な目的である自国への投資の増加については、このような制度改正では十分ではなく、抜本的な改革として、日本の法人税率を国際的な水準に引き下げることが必要であることを主張する。

本論文の構成は、大きく第一部と第二部の2つに分かれる。第一部は、第2節から第5節までである。ここで、国際的な二重課税排除の制度について基礎的な研究を行う。外国税額控除として、直接税額控除、間接税額控除、およびみなし外国税額控除の3つを考え、さらに国外所得免除方式と外国税額損金算入方式を取り上げる。これらの制度について、税負担の比較、効率性の比較、および自国への投資の問題を考察する。第二部は、第6節と第7節から成る。

ここでは、第一部の基礎的分析に基づいて現実の制度改革について論じる。特に、最近導入された外国子会社配当益金不算入制度に焦点をあてる。この制度をどのように評価するかが問題となる。間接税額控除と比較しながら、税負担の比較、効率性の比較、および自国への投資の問題を考察する。

## 2. 国際的二重課税排除の制度

税体系の中に、国際的な二重課税を排除する制度が設けられている。自然な疑問は、国際的な二重課税はなぜ起こるかである。課税には、所得が発生する源泉地で課税する源泉地国課税と、法人の居住地で課税する居住地国課税の2つがある。この2つが同時に行われると、全世界所得に対して二重課税が生じる。国際的な二重課税排除の制度の目的は、このような国際的な二重課税を排除するとともに、自国の課税権を確保することにある。

国際的な二重課税排除制度の体系を示しているのが、図1である。国際的な二重課税排除の制度として、基本的に、外国税額控除、国外所得免除方式、および外国税額損金算入方式の3つが存在する。この3つを簡単にみていく。まず、外国税額控除は、外国で支払った外国税額を自国の法人税の中で税額控除として調整する方式である。これは、海外支店を対象とする直接税額控除と、外国子会社を対象とする間接税額控除に分けられる。外国税額控除の中には、

表1 国際的二重課税排除制度の適用

制度	進出形態	海外支店	外国子会社
直接税額控除方式		適用あり	適用なし
間接税額控除方式		適用なし	適用あり
みなし税額控除方式		適用あり (条件付き)	
国外所得免除方式		適用あり	
外国税額損金算入方式		適用あり	適用なし
外国子会社配当益金不算入方式		適用なし	適用あり

特別な方式として、みなし税額控除が存在するが、この制度そのものは直接税額控除あるいは間接税額控除の中に含まれる。

次に、国外所得免除方式は、一般には、外国所得免除方式と呼ばれている。この方式では、自国の法人税を計算する際、課税標準に国外源泉所得を算入しない。つまり、自国の国内源泉所得は自国の法人税率で課税し、外国で得た国外源泉所得は外国の法人税で課税して、それぞれ別々の課税で完了させる方式である。国外所得免除方式を部分的に採用しているのが、最近、わが国で導入された外国子会社配当益金不算入方式である。

最後に、外国税額損金算入方式は、外国で支払った外国法人税額を自国の法人税を計算するとき経費(損金)として扱う方式である。自国の法人税の課税標準は、全世界所得から外国法人税額を損金として控除した金額である。自国の法人税額は、この課税標準に自国の法人税率で課税して求められる。

上記の各制度の適用ケースを示しているのが、表1である。企業は、海外に進出するとき、進出形態を選択する必要がある。進出形態としては、主に、海外支店と外国子会社の2つが存在する。まず、海外支店のケースに適用される方式は、直接税額控除と、その特例としての適用されるみなし税額控除方式、国外所得免除方式、および外国税額損金算入方式の4つである。但し、国外所得免除方式は、純粋な形では現実に存在していないので、現実に利用でき

るのはこれを除く3つである。

次に、外国子会社に適用できる方式として、間接税額控除と、国外所得免除方式およびそれを部分的に採用している外国子会社配当益金不算入方式の3つが存在する。ここで、国外所得免除方式は、純粋な意味で用いているので、外国子会社配当益金不算入方式とは別な方式として扱う。

以下では、上記の各制度の課税方法を示し、第1の問題である企業の税負担について考察する。

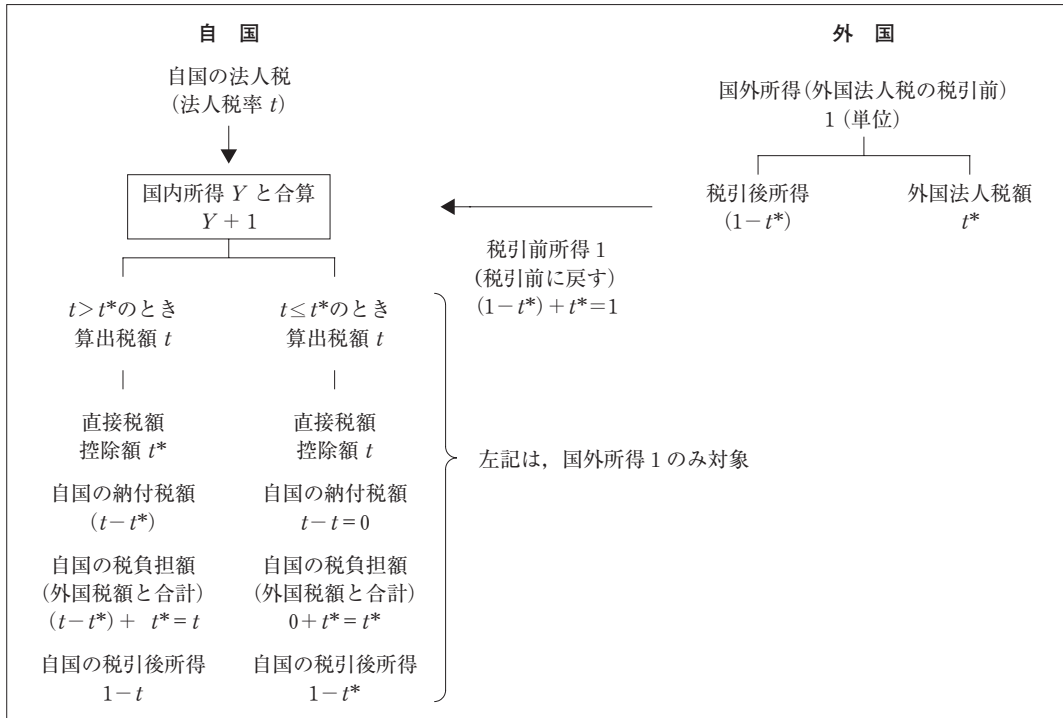
#### 各制度の課税方法

ある企業が、自国と外国の2ヵ国で事業活動を行っているケースを考える。以下の分析では、用語を簡単にするため、「国内源泉所得」と「国外源泉所得」をそれぞれ「国内所得」、「国外所得」とする。いま、国内所得を $Y$ 、国外所得を $Y^*$ 、全世界所得を $(Y+Y^*)$ とし、さらに、自国の法人税率を $t$ 、外国の法人税率を $t^*$ とする。外国では、国外所得を $Y^*$ に対して外国法人税が税額 $t^*Y^*$ だけ課せられる。問題は、自国の法人税を決めるとき、この外国法人税についてどのように調整するかである。

#### (1) 直接税額控除

直接税額控除は、企業が海外に支店で進出する場合、海外支店の所得について二重課税の調整を行うものである。直接税額控除の仕組みを示しているのが、図2である。図2では、外国での国外所得1単位が、外国の法人税(法人税

図2 直接税額控除の調整方法



率  $t^*$  を課せられた後、自国の法人税でどのように調整されるかを示している。自国の法人税額を計算するとき、まず、外国法人税の税引前の国外所得を国内所得と合算し、自国の法人税率  $t$  で課税して算出税額を求める。その次に、外国で支払った外国法人税額について直接税額控除額を求め、これを算出税額から控除して、自国の法人税の納税額が決まる。

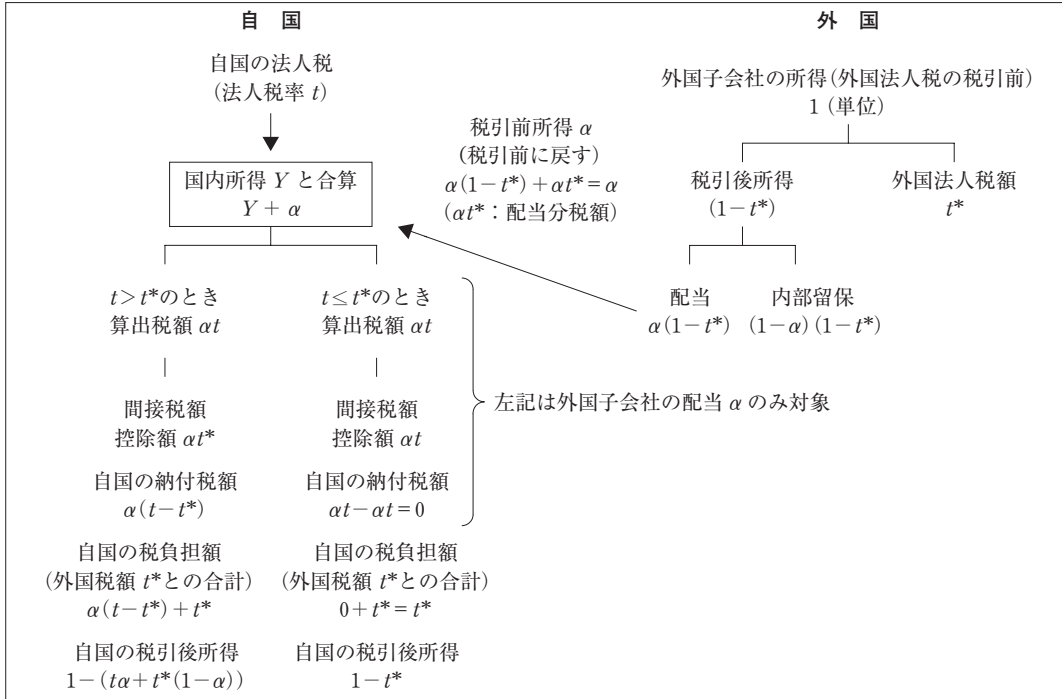
この際に注意することは、自国の法人税において、直接税額控除額を算定するとき、自国の税収を確保するため、控除額に限度が設けられていることである。外国の法人税率が自国の法人税率よりも低い場合は、外国で支払った外国法人税は全額、税額控除できる。しかし逆に、外国の法人税率が自国の法人税率よりも高いとき、外国で支払った大きな外国法人税額をそのまま税額控除できない。この場合、税額控除の限度額は、低い自国の法人税率で課税した分までで、自国の税率を超える分は税額控除しない。

以下では、具体的に直接税額控除の制度を数式を用いてみていく。自国の法人税は、まず、国内所得と国外所得を合算した全世界所得 ( $Y + Y^*$ ) に対して、自国の法人税率  $t$  で課税し、算出税額  $t(Y + Y^*)$  を求める。この算出税額から直接税額控除額を控除し、自国の納税額が決定される。問題は、直接税額控除額がどのように決まるかである。

直接税額控除において、税額控除の対象となるのは外国で支払った外国法人税額(以下、控除対象外国法人税額と呼ぶ)であるが、このうち税額控除として認められる額には以下で定める控除限度額が存在する。<sup>2)</sup>

2) 一般に、自国の税収確保の観点から、税額控除の計算では特例が設けられている。例えば、税額控除の対象になる国外所得は、全世界所得の9割以下の部分で、これを超える国外所得の部分に対する外国法人税額は税額控除の対象にならない。また、外国法人税率が非常に高く50%

図3 間接税額控除の調整方法



- (a) 控除対象外国法人税額  $t^*Y^*$
- (b) 控除限度額  $t(Y+Y^*) \times \frac{Y^*}{Y+Y^*} = tY^*$  (1)

ここで、(1)式の示す税額控除の限度額は、算出税額  $t(Y+Y^*)$  に、全世界所得  $(Y+Y^*)$  に占める国外所得  $Y^*$  の割合を掛けた金額である。結局、この金額  $tY^*$  は、国外所得  $Y^*$  に自国の法人税率  $t$  を掛けた税額  $tY^*$  にほかならない。つまり、控除限度額は、国外所得  $Y^*$  に対して自国の法人税率  $t$  で課税する税額まで外国法人税額を控除するが、これを越えた外国法人税額は控除しないことを意味している。

言い換えれば、自国の法人税率  $t$  より外国法人税率  $t^*$  の方が低い場合は、外国に支払った外国法人税額  $t^*Y^*$  を全額、外国税額控除として認める。しかし、自国の法人税率  $t$  よりも外

国の法人税率  $t^*$  の方が高いとき、国外所得  $Y^*$  に対し、自国の法人税率  $t$  で課税する税額  $tY^*$  までしか外国税額控除として認めない。従って、外国税額控除額  $C_1$  は以下ようになる。

$$C_1 = \min\{t^*Y^*, tY^*\} = \begin{cases} t^*Y^* & t > t^* \text{ のとき} \\ tY^* & t \leq t^* \text{ のとき} \end{cases} \quad (2)$$

自国への法人税納付額  $T_1$  は、自国の法人税算出税額  $t(Y+Y^*)$  から外国税額控除  $C_1$  を控除した金額なので、(2)式より、

$$T_1 = t(Y+Y^*) - C_1 = \begin{cases} t(Y+Y^*) - t^*Y^* & t > t^* \text{ のとき} \\ tY & t \leq t^* \text{ のとき} \end{cases} \quad (3)$$

となる。<sup>3)</sup>税負担は、(3)式の示す自国の法人税納付額  $T_1$  と外国の法人税額  $t^*Y^*$  の合計で、

を越えている場合は、これを越える部分は税額控除の対象にしていない。本論文では、簡単化のため、これらの条件を課さない。

3) 外国税額控除では、税額の調整機能がある。控除対象外国法人税額が控除限度額よりも少ない



$$\begin{aligned} \bar{T}_1 &= T_1 + t^*Y^* \\ &= \begin{cases} t(Y+Y^*) & t > t^* \text{のとき} \\ tY + t^*Y^* & t \leq t^* \text{のとき} \end{cases} \quad (4) \end{aligned}$$

ここで、(4)式より、国外所得  $Y^*$  に対する課税をみると、自国と外国の法人税率のうちいずれか高い方の税率で課税されることが分かる。税引後の全世界所得は、全世界所得  $(Y+Y^*)$  から税負担  $\bar{T}_1$  を控除した金額なので、(4)式より、

$$\begin{aligned} (Y+Y^*) - \bar{T}_1 &= \begin{cases} (1-t)(Y+Y^*) & t > t^* \text{のとき} \\ (1-t)Y + (1-t^*)Y^* & t \leq t^* \text{のとき} \end{cases} \quad (5) \end{aligned}$$

となる。

## (2) 間接税額控除

間接税額控除は、企業が海外に子会社で進出する場合、外国子会社から自国の親会社に送金される配当について二重課税の調整を行うものである。間接税額控除の仕組みが直接税額控除と異なる点は、海外支店ではなく、外国子会社を対象にしている点である。自国の法人税を算定するとき、国外所得となるのは、外国子会社が自国の親会社に送金する配当のみである。このため、自国の法人税を算定するとき、この配当のみが税額控除の対象になる。

図3は、間接税額控除の仕組みを示している。外国子会社(ここでは、特に100%子会社)の所得1単位がどのように課税されるかを示している。外国子会社の所得1単位に対して、外

国法人税が税率  $t^*$  で課される。税引後所得のうち配当性向  $\alpha$  の割合は、自国の親会社に配当として送金され、残りの  $(1-\alpha)$  は外国子会社に内部留保される。自国の親会社に送金される配当は、自国の親会社の法人税において、国内所得と合算され、間接税額控除の対象となる。間接税額控除額と自国の法人税額の算定方法は、前述の直接税額控除と同様である。

間接税額控除の制度を数式を用いて具体的にみていく。いま、外国子会社(100%子会社)の配当性向を  $\alpha$  とすると、外国子会社の所得  $Y^*$  のうち  $\alpha$  の割合を配当に、 $(1-\alpha)$  の割合を内部留保に配分する。ここで、配当  $\alpha Y^*$  は自国の親会社に送金されるが、その際、外国源泉税は課税されないとする。

自国の親会社の法人税において、間接税額控除額は以下の控除対象外国法人税額と控除限度額で決まる。控除対象となる外国法人税額は、外国子会社が自国の親会社に送る配当  $\alpha Y^*$  の分の外国法人税額  $t^*(\alpha Y^*)$  である。控除限度額は、前述の(1)式と同様であり、ここでは以下の(6)式で示される。(1)式と比較すると、国外所得は外国子会社の配当分  $\alpha Y^*$  に置き換えられている。控除限度額は、配当  $\alpha Y^*$  に対して自国の法人税率  $t$  を掛けた税額  $t\alpha Y^*$  である。

(a) 控除対象外国法人税額： $t^*(\alpha Y^*)$

(b) 控除限度額：

$$t(Y + \alpha Y^*) \times \frac{\alpha Y^*}{Y + \alpha Y^*} = t\alpha Y^* \quad (6)$$

この場合、直接税額控除と同様、自国の法人税率が外国の法人税率よりも高ければ、外国で支払った外国法人税額が全額、税額控除できる。しかし逆に、外国の法人税率の方が自国の法人税率よりも高いとき、自国の税収確保のため、税額控除には(6)式で示す限度額が設けられている。従って、外国税額控除額  $C_2$  は、外国法人税額  $t^*(\alpha Y^*)$  と、自国の税率  $t$  で課税する場合の税額  $t\alpha Y^*$  のいずれか小さい方となる。つまり、

場合と大きい場合の2つのケースがある。前者の場合、両者の差だけ余裕額があるとし、逆に、後者の場合は限度超過額があるとする。余裕額あるいは限度超過額を用いる税額調整は、現時点および異時点間で実施できる。例えば、現時点の調整として、外国で税率の高い国と低い国の両方から国外所得がある場合、国外所得は合算されるので、税率の低い国の国外所得の余裕額を利用して高い税率の国の国外所得を税額控除できる。さらに、異時点間の調整として、ある年度での余裕額あるいは限度超過額は一定期間繰り越しすることが可能である。この結果、自国の法人税率で全世界所得が課税される方向に調整される。

$$C_2 = \min\{t^*\alpha Y^*, t\alpha Y\}$$

$$= \begin{cases} t^*(\alpha Y^*) & t > t^* \text{のとき} \\ t(\alpha Y) & t \leq t^* \text{のとき} \end{cases} \quad (7)$$

自国の法人税の算出税額は、自国の法人税率  $t$  に、課税標準である  $(Y + \alpha Y^*)$  を乗じた金額  $t(Y + \alpha Y^*)$  である。よって、自国の法人税納付額  $T_2$  は、算出税額から外国税額控除  $C_2$  を差し引いた金額なので、(7)式より、

$$T_2 = t(Y + \alpha Y^*) - C_2$$

$$= \begin{cases} t(Y + \alpha Y^*) - t^*(\alpha Y^*) & t > t^* \text{のとき} \\ tY & t \leq t^* \text{のとき} \end{cases} \quad (8)$$

自国と外国の法人税額の合計  $\bar{T}_2$  は、自国への法人税納付額  $T_2$  と外国法人税額  $t^*Y^*$  の合計なので、(8)式より、

$$\bar{T}_2 = T_2 + t^*Y^*$$

$$= \begin{cases} t(Y + \alpha Y^*) + t^*(1 - \alpha)Y^* & t > t^* \text{のとき} \\ tY + t^*Y^* & t \leq t^* \text{のとき} \end{cases} \quad (9)$$

全世界所得(税引後)は、全世界所得  $(Y + Y^*)$  から税負担額  $\bar{T}_2$  を控除した金額なので、(9)式より、

$$(Y + Y^*) - \bar{T}_2$$

$$= \begin{cases} (1 - t)Y + [1 - (t\alpha + t^*(1 - \alpha))]Y^* & t > t^* \text{のとき} \\ (1 - t)Y + (1 - t^*)Y^* & t \leq t^* \text{のとき} \end{cases} \quad (10)$$

税負担  $\bar{T}_2$  は、(9)式より、 $t > t^*$  のとき、外国子会社の配当性向  $\alpha$  に依存していることが分かる。外国子会社の配当性向  $\alpha$  を変化させたときの税負担  $\bar{T}_2$  の変化をみると、

$$\frac{\partial \bar{T}_2}{\partial \alpha} = (t - t^*)Y^* > 0 \quad t > t^* \text{のとき} \quad (11)$$

(11)式は、配当性向  $\alpha$  を高めると税負担  $\bar{T}_2$  が重くなることを示している。よって税負担を最小にするには、配当性向を  $\alpha = 0$  とすることが最

適になる。つまり、外国子会社は国外所得を配当として自国の親会社に送金せず、全額、内部留保することを選択する。

### (3) みなし外国税額控除

開発途上国では、国内法や租税条約により、先進国からの投資を促進するため租税減免措置が設けられている。具体的に、外国で実際に企業に課される法人税率は、本来の税率よりも低く設定されている。いま、外国の本来の法人税率を  $t^*$  とし、実際に課される低い法人税率を  $\hat{t}^*$  とする。ここで、 $t^* > \hat{t}^*$ 。以下では、海外支店のケースで直接税額控除が適用される場合を考える。

企業は、国外所得  $Y^*$  に対して、本来、外国の法人税率  $t^*$  で課税される税額  $t^*Y^*$  だけ負担すべきであるが、実際に納付する外国法人税額は  $\hat{t}^*Y^*$  だけとなる。両者の差額である  $(t^* - \hat{t}^*)Y^*$  は納付したとみなされる外国法人税額となる。ここで注意すべきなのは、自国の法人税において控除対象外国法人税額となるのは、実際に納付した低い税額  $\hat{t}^*Y^*$  ではなく、本来の税額  $t^*Y^*$  である。

従って、上記の直接税額控除と全く同じ方法で税負担を計算し、(1)–(3)式が成立する。税負担額  $\bar{T}_3$  は、自国の法人税  $T_3$  と実際の外国法人税額  $\hat{t}^*Y^*$  の合計であり、

$$\bar{T}_3 = T_3 + \hat{t}^*Y^*$$

$$= \begin{cases} t(Y + Y^*) - (t^* - \hat{t}^*)Y^* & t > t^* \text{のとき} \\ tY + \hat{t}^*Y^* & t \leq t^* \text{のとき} \end{cases} \quad (12)$$

(4)と(12)を比較すると、税負担は税率の軽減分  $(t^* - \hat{t}^*)Y^*$  だけ軽くなっている。

以上は、企業が海外に支店で進出したケースであるが、外国子会社で進出した場合も間接税額控除と同様に検討できる。

### (4) 国外所得免除方式

ここで国外所得免除方式とは、支店、子会社

の進出形態の相違によらず、国外所得が自国の親会社の国内所得に合算されない方式である。国内所得  $Y$  については、自国がこれのみを課税標準にして自国の法人税率  $t$  で課税する一方、国外所得  $Y^*$  については、外国がこれに対し法人税率  $t^*$  で外国法人税を課す。両者の調整は一切、行わない。従って、自国と外国の法人税額の合計  $\bar{T}_4$  は、自国と外国の税人税率の大小に関係なく、

$$\bar{T}_4 = tY + t^*Y^* \quad (13)$$

となる。

従って外国子会社の場合、配当性向  $\alpha$  は税負担額  $\bar{T}_4$  と独立である。つまり、外国子会社が配当性向をどのように変化させても、税負担は変化しない。従って、間接税額控除のように、税負担を軽減するために自国の親会社に配当を送金せず、内部留保を選択することはない。外国子会社は、配当と内部留保の間の配分について無差別となる。

#### (5) 外国税額損金算入方式

外国税額損金算入方式とは、自国の法人税を計算するとき、外国で支払った外国税額を経費(損金)として計上するケースである。このケースは、企業の海外進出が支店のときのみ適用される。自国の法人税額  $T_5$  を求めると、全世界所得  $(Y+Y^*)$  から損金として外国法人税額  $t^*Y^*$  を控除した金額が課税標準となるので、

$$T_5 = t[(Y+Y^*) - t^*Y^*] \quad (14)$$

となる。税負担の合計額  $\bar{T}_5$  は、自国の法人税  $T_5$  と外国税額  $t^*Y^*$  との合計なので、

$$\bar{T}_5 = t[(Y+Y^*) - t^*Y^*] + t^*Y^* \quad (15)$$

一般に、外国税額損金算入方式の利用は非常に少ない。この理由は、この方式の方が他の方式よりも税負担が軽くなるのは、非常に特殊なケースのときのみであるためである。例えば、この方式と直接税額控除の税負担を比較する

と、(4)と(15)式より、税負担の差は、

$$\bar{T}_1 - \bar{T}_5 = \begin{cases} t^*(t-1)Y^* < 0 & t > t^* \text{のとき} \\ t(t^*-1)Y^* < 0 & t \leq t^* \text{のとき} \end{cases} \quad (16)$$

となる。よって、

$$\bar{T}_1 < \bar{T}_5 \quad (17)$$

が成立する。税負担は、外国税額損金算入方式の方が直接税額控除よりも大きい。但し、上記の議論では、注2で述べたように、外国の法人税率は高率ではなく50%以下であると仮定していることに注意する必要がある。もし外国税率が非常に高率である場合、税負担が外国税額損金算入方式の方が税額控除よりも軽くなる可能性がある。

#### 税負担の比較

以上の結果を用いて、各制度における税負担を比較すると、以下の命題1を得る。

**命題1** 上記の5つの制度の税負担について、以下の(A)と(B)が成立する。

(A) 上記の5つの制度のうち、みなし外国税額控除を除く4つの制度の税負担を比較すると、

$$\bar{T}_5 > \bar{T}_1 \geq \bar{T}_2 \geq \bar{T}_4 \quad (18)$$

が成立する。特に、 $t \leq t^*$  のとき、 $\bar{T}_1 = \bar{T}_2 = \bar{T}_4$  が成立する。

(B) みなし外国税額控除の税負担  $\bar{T}_3$  について、以下の(B1)と(B2)が成立する。

(B1) 直接税額控除の税負担  $\bar{T}_1$  と比較すると、

$$\bar{T}_1 > \bar{T}_3 \quad (19)$$

が成立する。

(B2) 国外所得免除方式の税負担  $\bar{T}_4$  と比較すると、以下の(i)と(ii)の2つのケースに分けられる。

(i)  $t \leq t^*$  のとき、 $\bar{T}_3 < \bar{T}_4$  が成立する。

(ii)  $t > t^*$  のとき、 $\bar{T}_3$  と  $\bar{T}_4$  の大小関係は確定しない。これは、国外所得免除による税軽減率  $(t-t^*)$  と、みなし外国税額控



表2 税負担の数値例

税 額		制 度	直接税額 控 除	間接税額控除		みなし 外国税額 控 除	国外所得 控除方式	外国税額 損金算入 方 式	
				配当なし $\alpha=0$	全額配当 $\alpha=1$				
ケース1 $t=0.4, t^*=0.3$ (みなし外国税額控除方式のとき, $\hat{t}^*=0.1$ )									
外国 法人 税額	課税標準 $Y^*$	①	40	40	40	40	40	40	
	外国法人税額 $t^*Y^*$	②	12	12	12	12 (4) <sup>注1</sup>	12	12	
	(この内) 外国税額控除 対象分	③	12	0 (配当分)	12 (配当分)	12	*	*	
自 国 の 法 人 税 額	(内訳)	課税標準	④	100	60	100	100	60	100-12=88 (②を控除)
		国内所得 $Y$	⑤	60	60	60	60	60	60
		国外所得 (算入分)	⑥	40	0	40	40	*	40
	算出法人税額( $t \times$ ④)	⑦	40	24	40	40	24	35.2	
	控除対象外国法人税額	③	12	0	12	12	*	*	
	外国税額控除限度額 $\frac{⑦ \times ⑥}{⑤ + ⑥}$	⑧	16	0	16	16	*	*	
	外国税額控除額 $\min\{③, ⑧\}$	⑨	12	0	12	12	*	*	
	納付法人税額 $⑦ - ⑨$	⑩	28	24	28	28	24	35.2	
	税負担の合計 ②+⑩		40	36	40	4+28=32	36	47.2	
	ケース2 $t=0.3, t^*=0.4$ (みなし外国税額控除方式のとき, $\hat{t}^*=0.1$ )								
外国 法人 税額	課税標準 $Y^*$	①	40	40	40	40	40	40	
	外国法人税額 $t^*Y^*$	②	16	16	16	16 (4) <sup>注1</sup>	16	16	
	(この内) 外国税額控除 対象分	③	16	0 (配当分)	16 (配当分)	16	*	*	
自 国 の 法 人 税 額	(内訳)	課税標準	④	100	60	100	100	60	100-16=84 (②を控除)
		国内所得 $Y$	⑤	60	60	60	60	60	60
		国外所得 (算入分)	⑥	40	0	40	40	*	40
	算出法人税額( $t \times$ ④)	⑦	30	18	30	30	18	25.2	
	控除対象外国法人税額	③	16	0	16	16	*	*	
	外国税額控除限度額 $\frac{⑦ \times ⑥}{⑤ + ⑥}$	⑧	12	0	12	12	*	*	
	外国税額控除額 $\min\{③, ⑧\}$	⑨	12	0	12	12	*	*	
	納付法人税額 $⑦ - ⑨$	⑩	18	18	18	18	18	25.2	
	税負担の合計 ②+⑩		34	34	34	4+18=22	34	41.2	

(注1) 括弧の中の数字は、みなし税額控除において実際に負担した税額を示す。

(注2) 上記の記号で「\*」は、適用がないことを示している。

(注3) みなし外国税額控除は、ここでは、海外支店を対象とする直接税額控除のケースである。

除による税軽減額( $t^* - \hat{t}^*$ )との間の大小関係に依存する。

**命題1の証明** (A)の証明：(18)式の左から1番目の不等式は、(17)式より成立する。左から2番目の不等式は、(4)と(9)式より、

$$\bar{T}_1 - \bar{T}_2 = \begin{cases} (t - t^*)(1 - \alpha)Y^* & t > t^* \text{のとき} \\ 0 & t \leq t^* \text{のとき} \end{cases} \quad (20)$$

従って、 $0 \leq \alpha \leq 1$ より、 $\bar{T}_1 \geq \bar{T}_2$ が成立し、厳密な不等号は $0 \leq \alpha < 1$ のとき成立する。左から3番目の不等式は、(9)と(13)式より、

$$\bar{T}_2 - \bar{T}_4 = \begin{cases} (t - t^*)\alpha Y^* & t > t^* \text{のとき} \\ 0 & t \leq t^* \text{のとき} \end{cases} \quad (21)$$

従って、 $\bar{T}_2 \geq \bar{T}_4$ が成立し、厳密な不等号は $\alpha > 0$ のとき成立する。以上より、(18)式が成立する。特に、 $t \leq t^*$ のとき、(4)、(9)、(13)式より、 $\bar{T}_1 = \bar{T}_2 = \bar{T}_4$ 。

(B)の証明：まず、(B1)について、(19)式は、(4)と(12)式、および $t^* > \hat{t}^*$ より自明。次に、(B2)について、みなし税額控除と国外所得免除方式と比較すると、(12)と(13)式より、

$$\bar{T}_3 - \bar{T}_4 = \begin{cases} (t - 2t^* + \hat{t}^*)Y^* & t > t^* \text{のとき} \\ (\hat{t}^* - t^*)Y^* & t \leq t^* \text{のとき} \end{cases} \quad (22)$$

従って、 $t \leq t^*$ のとき、 $t^* > \hat{t}^*$ より、 $\bar{T}_3 < \bar{T}_4$ が成立する。しかし、 $t > t^*$ のとき、 $\bar{T}_3$ と $\bar{T}_4$ の大小関係は、 $(t - 2t^* + \hat{t}^*)$ の符号に依存し確定しない。この問題は、 $(t - 2t^* + \hat{t}^*) = [(t - t^*) - (t^* - \hat{t}^*)]$ より、国外所得免除による税軽減率( $t - t^*$ )と、みなし外国税額控除による税軽減額( $t^* - \hat{t}^*$ )との大小関係にほかならない。もし $(t - t^*) > (t^* - \hat{t}^*)$ ならば、(22)式より、 $\bar{T}_3 > \bar{T}_4$ が成立し、逆に、もし $(t - t^*) < (t^* - \hat{t}^*)$ ならば $\bar{T}_3 < \bar{T}_4$ が成立する。 Q.E.D.

命題1より、直接税額控除、間接税額控除、および国外所得免除方式の3つについて、税負担を比較してみる。自国の法人税率が外国の法人税率よりも高いとき、税負担は制度の在り方や配当性向によって異なる。これに対して逆

に、自国の法人税率が外国の法人税率よりも低いとき、これら3つの制度の税負担は同じになり、制度の在り方や配当性向に依存しない。

### 数値例1：税負担の比較

上記の5つの制度について、具体的な数値で税額を計算してみる。ここでは、国内所得 $Y = 60$ 、国外所得を $Y^* = 40$ とし、法人税率について以下の2つのケースを検討する。

ケース1： 国内の法人税率 $t = 0.4$ 、外国の法人税率 $t^* = 0.3$

ケース2： 国内の法人税率 $t = 0.3$ 、外国の法人税率 $t^* = 0.4$

上記の設定の下で5つの制度の税負担を計算したのが表2である。表2より、命題1の結果が数値の上で確認できる。

ケース1の場合、税負担の大きさから、主に2つのグループに分けられる。直接税額控除と間接税額控除(全額配当)は税負担額の大きいグループであるのに対し、国外所得免除方式と間接税額控除(配当無し)は税負担額の小さいグループである。ケース1は、自国の法人税率が外国の法人税率よりも高いときであり、このとき企業の税負担は制度の在り方や配当性向で大きく変化することが分かる。これに対し、ケース2では、これら4つの制度において、税負担が等しくなっている。つまり、自国の法人税率が外国の法人税率よりも低いケースでは、企業の税負担は制度の在り方や配当性向に依存していない。

### 3. 効率性の比較I：直接税額控除と国外所得免除方式

次に、第2の問題である資源配分の効率性について論じる。資源配分の効率性は、制度の在り方に依存している。まず、外国税額控除と国外所得免除方式を比較する。問題は、この2つの制度のうちどちらが効率性の観点から優れているかである。従来、この問題に関する研究が行われてきたが、両者の間の明確な比較は行われ

てこなかった。外国税額控除は、一定の要件の下で、効率的な資源配分を実現することが知られている。これに対し、国外所得免除方式は、効率性を実現する制度として外国税額控除よりも優れているのかどうか明確な解答が依然、明らかになっていない。以下では、外国税額控除と国外所得免除方式の2つの制度について、この2つの制度のうちどちらが効率性な資源配分を実現する上で優れているかを検討する。<sup>4)</sup>

いま、簡単なモデルを設定して、この問題を考察する。世界は、自国と外国の2つの国からなるとする。1つの生産物と資本の2財のみ存在し、自国と外国で同じ生産物を生産する。簡単化のため、生産要素としての労働は捨象する。自国と外国における生産物は、生産要素である資本のみで生産されるとして、以下のような生産関数を仮定する。<sup>5)</sup>

$$\text{自国： } Y = aK \quad (23)$$

$$\text{外国： } Y^* = a^*K^* \quad (24)$$

ここで、 $Y$  と  $Y^*$  はそれぞれ自国と外国の生産物の生産量を示し、 $K$  と  $K^*$  はそれぞれ自国と外国の資本の量を示している。また、 $a$  と  $a^*$  は、それぞれ自国と外国の生産性(資本の限界生産力)を示すパラメーターで正の値をとる。自国の生産関数である(23)式は、例えば、自国の資本  $K$  が1単位(つまり、 $K=1$ )のとき、生産量  $Y$  は  $a$  になることを示している。同様に、

外国の生産関数である(24)式は、外国において、資本  $K^*$  が1単位(つまり、 $K^*=1$ )のとき、生産量  $Y^*$  は  $a^*$  となることを示している。<sup>6)</sup>

いま、企業は資本の総量  $Z$  をもち、これを自国と外国にどのように配分するかを選択するとしよう。自国に資本を配分するとは、自国の本社あるいは親会社に投資することであり、外国に資本を配分するとは海外支店あるいは外国子会社に投資することである。ここでは、簡単化のため、投資額が資本になると考える。

まず、ターゲットとなる効率的な資源配分を明確にしておく。

### I 社会的効率(生産の効率性)

ここで、効率的な資源配分を求める。資源配分の効率性とは、生産の効率性の意味である。企業の問題は、(23)と(24)式の下で、所与の資本総量  $Z$  を自国の資本  $K$  と外国の資本  $K^*$  に適切に配分することによって、自国と外国をあわせた世界全体の生産量( $Y+Y^*$ )を最大にすることである。つまり、効率的な資源配分は、以下の最大化問題の解である。

$$\text{最大化 } Y+Y^* \quad (25)$$

制約条件 生産関数(23)と(24)式

$$K+K^*=Z \quad (26)$$

$$K \geq 0, K^* \geq 0$$

この問題の解くと、効率的な資源配分は、自国と外国のうちいずれか生産性の高い方に資本総額  $Z$  を全額配分するときの資源配分である。いま、効率的資源を  $((\hat{Y}, \hat{K}) (\hat{Y}^*, \hat{K}^*))$  について、以下の補助命題1を得る。<sup>7)</sup>

4) ここでの議論は、近年の改革で、間接税額控除が廃止され、外国子会社配当益金不算入制度が導入された問題と関連している。間接税額控除から外国子会社配当益金不算入制度に移行すると、資源配分の効率性は高まるのか否かが問題となる。ここでは、外国子会社配当益金不算入制度の代わりに、純粋な意味で、国外所得免除方式を用いてこの問題を考察する。

5) ここでは、簡単化のため、生産に用いる労働は捨象している。本稿では、資本の効率性と投資への影響に焦点を充てており、雇用問題は論じていない。しかし、国際的三重課税排除の制度の在り方が雇用に及ぼす影響も重要であり、この点については別の論文で検討する。

6) 本稿では、簡単化のため、為替レートの問題は扱わない。

7) 1つの資源配分は、自国の生産量  $Y$  と資本  $K$ 、および外国の生産量  $Y^*$  と資本  $K^*$  からなり、 $((Y, K) (Y^*, K^*))$  と表記する。実現可能な資源配分は、(23)、(24)、(26)式を満足する資源配分の集合として定義する。効率的な資源  $((\hat{Y}, \hat{K}) (\hat{Y}^*, \hat{K}^*))$  とは、実現可能な資源配分の集合のうち、上記の最大化問題の解の集合である。

**補助命題1** 効率的な資源配分 $((\hat{Y}, \hat{K}) (\hat{Y}^*, \hat{K}^*))$ は、自国の生産性 $a$ と外国の生産性 $a^*$ を比較して、以下の3つのケースに分かれる。

(ケース1)  $a < a^*$ のとき

このとき、 $\hat{Y}=0, \hat{K}=0, \hat{Y}^*=a^*Z, \hat{K}^*=Z$

(ケース2)  $a > a^*$ のとき

このとき、 $\hat{Y}=aZ, \hat{K}=Z, \hat{Y}^*=0, \hat{K}^*=0$

(ケース3)  $a = a^*$ のとき

この場合、効率的な資源配分は特定されず、実現可能な資源配分はすべて効率的となる。

**補助命題1の証明** 証明は、各ケースについて行う。

(1) ケース1のとき、効率的な資源配分は、生産性の高い外国に資本総額 $Z$ を全額投資し、生産性の低い自国に投資を行わないときである。つまり、外国の資本が資本総額 $Z$ で、 $\hat{K}^*=Z$ となり、(24式より)、外国の生産量は $\hat{Y}^*=a^*Z$ 。自国への投資は無いので自国の資本はゼロで、 $\hat{K}=0$ となり、(23式より)、自国の生産量は $\hat{Y}=0$ 。

(2) ケース2のときは、ケース1と全く逆のケースである。効率的な資源配分は、生産性の高い自国に資本総額 $Z$ を全額投資し、生産性の低い外国に投資を行わないときである。自国の資本は資本総額 $Z$ となり、 $\hat{K}=Z$ で、(23式より)、自国の生産量は $\hat{Y}=aZ$ 。外国への投資は無いので外国の資本はゼロとなり、 $\hat{K}^*=0$ で、(24式より)、外国の生産量は $\hat{Y}^*=0$ 。

(3) ケース3のとき、自国と外国の生産性は同じなので、いずれの国に投資しても効率的となる。 Q.E.D.

以下の議論では、ケース3は自明なケースなので省略する。

## II 市場メカニズム

以上より、ターゲットとなる効率的な資源配分が明らかになった。次の問題は、直接税額控除と国外所得免除方式が、このターゲットとなる効率的な資源配分を実現するか否かである。

ここでは、企業の合理的な行動が問題となる。企業の合理的な行動とは、利潤最大化行動である。企業の利潤は、一般に、生産物の収入から、生産要素として資本と労働の費用を控除した金額である。ところがここでは、資本は既に存在していると仮定し、労働は捨象しているので、生産要素としての費用は無い。従って、企業の利潤は、生産物の収入にほかならない。生産物の価格を1とすると、企業の利潤は、生産物の価値額であり、言い換えれば所得である。従って、企業の利潤最大化行動とは、ここでは所得の最大化行動になる。従って以下の本稿では、企業の合理的な行動として所得の最大化行動を考える。

最初に、直接税額控除あるいは国外所得免除方式の下で、企業が合理的な行動をとると、上記の効率的な資源配分を実現するか否かを検討していく。

この問題を考察する前に、まず、1つの基準として、税が全く存在しないケースを考えてみる。

### II-1 税が存在しないケース

ここでは、税が存在しない場合、企業の合理的な行動は、上記の効率的な資源配分を実現するか否かを検討する。企業の合理的な行動は、所得を最大にすることである。この場合、資本総額 $Z$ の投資先を自国にするか外国にするかを選択する。自国と外国に投資する場合、それぞれの所得は以下ようになる。<sup>8)</sup>

(A1) 自国へ投資する場合：企業が自国に資本総額 $Z$ を全額投資すると、自国の資本量は $K=Z$ となり、(23式より)、生産物の量 $Y=aZ$ 。生産物の価格を1とすると、こ

8) 企業は、投資額を自国と外国に分け、両方の国に投資することもできる。しかし、このような投資の場合、得られる所得は、生産性の高い国に全額投資する場合よりも小さくなる。従って、ここでは、このような投資のケースは除外する。

の投資によって得られる所得は、 $Y = aZ$ 。

(B1) 外国に投資する場合：同様に、企業が外国に資本総額  $Z$  を全額投資すると、外国の資本量は  $K^* = Z$  となり、(24)式より、生産物の量は  $Y^* = a^*Z$ 。生産物の価格を 1 とすると、この投資によって得られる所得は、 $Y^* = a^*Z$ 。

この場合、企業の合理的な行動は、効率的な資源配分を実現するか。この問いに対する答えは、以下の補助命題 2 である。

**補助命題 2** 税が存在しないとき、企業の合理的な行動は、効率的な資源配分を実現する。

**補助命題 2 の証明** 上記の (A1) と (B1) の結果より、所得を比較すると、企業が自国に投資する場合は  $Y = aZ$  で、外国に投資する場合は  $Y^* = a^*Z$  となる。両者を比較すると、両者の大小関係は、自国の生産性  $a$  と外国の生産性  $a^*$  の大小関係で決まることが分かる。企業は、自国と外国のうち、いずれか所得の大きい方を選択すると、選択した方は必ず生産性が高い方になる。従って、補助命題 1 より企業の合理的な行動は、効率的な資源配分を実現する。Q.E.D.

補助命題 2 より、税が存在しない場合、企業の合理的な行動は効率的な資源配分を実現することが分かる。問題は、税が存在するとき効率的な資源配分を実現するか否かである。ここで、税として法人税を考えるが、法人税の税額は国外所得に関する二重課税排除の方法に依存する。

以下では最初に、国際的な二重課税の調整方法として、直接税額控除と国外所得免除方式の 2 つを考える。まず、直接税額控除を検討し、次に国外所得免除方式を検討する。

## II-2 直接税額控除

まず、直接税額控除は補助命題 1 の示す効率的な資源配分を実現するか否かを検討する。この場合、自国と外国に投資する場合の税引後所得は、以下ようになる。

(A2) 自国へ投資する場合：自国に資本総額  $Z$  を全額投資すると、自国の資本は  $K = Z$  となり、(23)式より、所得は  $Y = aZ$ 。これに対し、自国の法人税(税率  $t$ )が課されるので、所得(税引後)は  $(1-t)aZ$ 。

(B2) 外国に投資する場合：外国に資本総額  $Z$  を全額投資すると、外国の資本は  $K^* = Z$  となり、(24)式より、所得は  $Y^* = a^*Z$ 。これに対し、まず外国法人税(税率  $t^*$ )が課され、税額は  $t^*a^*Z$  となる。問題は自国の法人税である。この外国法人税に対する直接税額控除として、以下の (i) から (iii) までの 3 つのケースが存在する。<sup>9)</sup>

(i)  $t > t^*$  のとき

直接税額控除より、国外所得  $a^*Z$  に対し最終的に自国の法人税率  $t$  が適用されるので、所得(税引後)は、 $(1-t)a^*Z$  となる。<sup>10)</sup>

(ii)  $t < t^*$  のとき

直接税額控除より、国外所得に対し最終的に外国の法人税率  $t^*$  が適用されるので、所得(税引後)は、 $(1-t^*)a^*Z$  となる。<sup>11)</sup>

(iii)  $t = t^*$  のとき

この場合、上記 (i) と (ii) の所得(税引後)は同じになり、この所得を実現する。

9) ここでは、簡単化のため、注 2 で述べた税額控除の控除限度額(国外所得が総所得の 9 割を上限)を設けていないことを再度確認しておく。

10) この場合、自国の法人税の課税標準は  $a^*Z$  で、控除対象外国法人税額  $t^*a^*Z$  は全額、税額控除される。従って、自国の法人税納付額は、算出税額  $t[a^*Z]$  から税額控除  $t^*[a^*Z]$  を控除した金額である。税負担額は、この自国の法人税納付額  $t[a^*Z] - t^*a^*Z$  と、外国法人税額  $t^*a^*Z$  の合計で、 $t[a^*Z]$  となる。

11) この場合、自国の法人税の課税標準は  $a^*Z$  で、控除対象外国法人税額は  $t^*a^*Z$  であるが、(1)式より、このうち税額控除されるのは  $ta^*Z$  のみである。従って、自国の法人税納付額は、算出税額  $t[a^*Z]$  から税額控除  $t[a^*Z]$  を控除した金額で、この場合ゼロとなる。税負担額は、自国の法人税納付額  $t[a^*Z] - ta^*Z = 0$  と、外国法人税額  $t^*a^*Z$  の合計で、 $t^*[a^*Z]$  となる。



表 3 効率性の比較

国際的二重課税の排除制度		$a < a^*$	$a > a^*$	$a = a^*$
直接税額控除	$t > t^*$	効率	効率	効率
	$t < t^*$	不確定	効率	効率
	$t = t^*$	効率	効率	効率
国外所得免除方式	$t > t^*$	効率	不確定	効率
	$t < t^*$	不確定	効率	効率
	$t = t^*$	効率	効率	効率
間接税額控除	$t > t^*$	効率	不確定	効率
	$t < t^*$	不確定	効率	効率
	$t = t^*$	効率	効率	効率

以上の(A 2)と(B 2)の結果を用いて、企業は、所得の大きさに応じて、自国と外国のいずれを投資先と選択するかを決定する。この結果として実現する資源配分は、効率的であるか否かについて、以下の補助命題3を得る。

**補助命題3** 直接税額控除のとき、企業の合理的な行動は、以下の(1)–(3)の3つのケースのとき効率的な資源配分を実現する。

- (1)  $t > t^*$ のとき
- (2)  $t < t^*$ かつ  $a > a^*$ のとき
- (3)  $t = t^*$

ところが、 $t < t^*$ かつ  $a < a^*$ のとき、必ずしも効率的な資源配分は実現しない。

**補助命題3の証明** 以下のケース1からケース3までの3つのケースに分けて議論する。

ケース1： $t > t^*$ のとき

(A 2)と(B 2)の(i)の結果より、所得を比較すると、自国に投資すると $(1-t)aZ$ で、外国に投資すると $(1-t)a^*Z$ 。両者の大小関係は、自国の生産性 $a$ と外国の生産性 $a^*$ の大小関係で決まることが分かる。つまり、企業は、自国と外国のうちいずれか税引後所得の大きい方を選択すると、選択した方は必ず生産性が高い方になる。従って、補助命題1より企業の合理的な行動は、効率的な資源配分を実現する。

ケース2： $t < t^*$ のとき

(A 2)と(B 2)の(ii)の結果より、所得をみると、自国に投資すると $(1-t)aZ$ 、外国に投資

すると $(1-t^*)a^*Z$ であり、両者の大小関係は、 $(1-t)a$ と $(1-t^*)a^*$ の大小関係で決まる。<sup>12)</sup>この大小関係は不確定となるため、自国と外国の生産性の大小関係に応じて以下の①と②の2つのケースに分けて大小関係を比較する。

①  $a < a^*$ のとき

この場合、 $t < t^*$ かつ  $a < a^*$ より、 $(1-t)a$ と $(1-t^*)a^*$ の大小関係は確定しない。従って、所得の大きいことと生産性の高いことが直接結びつかないので、資源配分は必ずしも効率的でない。

②  $a > a^*$ のとき

このとき、 $t < t^*$ かつ  $a > a^*$ より、 $(1-t)a > (1-t^*)a^*$ が成立する。従って、企業は税引後所得の大きい自国に投資することを選択するが、この結果、実現する資源配分は生産性の高い自国への投資となり、補助命題1より効率的である。

ケース3： $t = t^*$ のとき

このケースは、(A 2)と(B 2)の(iii)の結果よ

12) 数学的に、 $(1-t)a$ と $(1-t^*)a^*$ の大小関係として、以下の4つのケースが存在する。(ケース1)は、 $t > t^*$ かつ  $a < a^*$ のときで、この場合、 $(1-t)a < (1-t^*)a^*$ が成立する。(ケース2) $t > t^*$ かつ  $a > a^*$ のとき、この大小関係は不確定となる。(ケース3) $t < t^*$ かつ  $a > a^*$ のとき、 $(1-t)a > (1-t^*)a^*$ が成立する。(ケース4) $t < t^*$ かつ  $a < a^*$ のとき、大小関係は不確定となる。

り、自明である。自国に投資すると $(1-t)aZ$ 、外国に投資すると $(1-t)a^*Z$ である。両者の大小関係は、両国の生産性 $a$ 、 $a^*$ の大小関係で決定されることが分かる。従って企業は、自国と外国のうち、いずれか税引後所得の大きい方を選択すると、選択した方は必ず生産性が高い方になり、効率的な資源配分を実現する。

Q.E.D.

### II-3 国外所得免除方式

次に、国外所得免除方式は、効率的な資源配分を実現するか否かを検討する。自国と外国に投資する場合、それぞれの所得は以下のようになる。

(A3) 自国へ投資する場合： 自国に資本総額 $Z$ を全額投資すると、自国の資本は $K=Z$ となり、(23)式より、所得は $Y=aZ$ 。これに対し、自国の法人税(税率 $t$ )が課されるので、法人税税引後の所得は $(1-t)aZ$ 。

(B3) 外国に投資する場合： 外国に資本総額 $Z$ を全額投資すると、外国の資本は $K^*=Z$ となり、(24)式より、所得は $Y^*=a^*Z$ 。これに対し、外国の法人税(税率 $t^*$ )が課されるので、外国法人税の税引後所得は $(1-t^*)a^*Z$ 。

企業の合理的選択は、自国に投資するときの所得 $(1-t)aZ$ と、外国に投資するときの所得 $(1-t^*)a^*Z$ を比較し、いずれか大きい方を選択することである。問題は、この結果として実現する資源配分は効率的であるか否かであるが、この点について以下の補助命題4を得る。

**補助命題4** 国外所得免除方式のとき、企業の合理的な行動は、以下の(1)–(3)の3つのケースのとき効率的な資源配分を実現する。

- (1)  $t > t^*$ かつ  $a < a^*$
- (2)  $t < t^*$ かつ  $a > a^*$
- (3)  $t = t^*$

ところが、以下の(4)と(5)のケースの場合、必ずしも効率的な資源配分は実現しない。

- (4)  $t > t^*$ かつ  $a > a^*$

- (5)  $t < t^*$ かつ  $a < a^*$

**補助命題4の証明** 上記の(A3)と(B3)の結果より、自国に投資する場合の所得は $(1-t)aZ$ 、外国に投資するときの所得は $(1-t^*)a^*Z$ 。両者の所得を比較すると、両者の大小関係は、 $(1-t)a$ と $(1-t^*)a^*$ の大小関係で決まる。この大小関係について、注12より、以下の4つのケースが存在する。

- ①  $t > t^*$ かつ  $a < a^*$ のとき

このとき、 $(1-t)a < (1-t^*)a^*$ が成立する。よって、外国に投資する方が所得が大きくなるので、企業は全額、外国に投資することを選択するが、この場合、選択した外国の方が生産性が高い。従って、補助命題1より、効率的な資源配分を実現する。

- ②  $t < t^*$ かつ  $a > a^*$ のとき

このとき、 $(1-t)a > (1-t^*)a^*$ が成立する。よって、自国に投資する方が所得が大きくなるため、企業は全額、自国に投資することを選択するが、この場合、自国の方が生産性が高い。従って、補助命題1より、効率的な資源配分を実現する。

- ③  $t > t^*$ かつ  $a > a^*$ 、あるいは、 $t < t^*$ かつ  $a < a^*$ のとき

このとき、 $(1-t)a$ と $(1-t^*)a^*$ の大小関係は不確定となる。従って、所得の大きいことと生産性の高いことが直接結びつかないので、実現する資源配分は、必ずしも効率的ではない。

- ④  $t = t^*$ のとき

このとき、 $(1-t)a$ と $(1-t^*)a^*$ の大小関係は、自国の生産性 $a$ と外国の生産性 $a^*$ の大小関係で決まる。企業は所得の大きい方を選択すると、必然的に生産性の高い方が選択される。この結果、実現する資源配分は効率的となる。 Q.E.D.

補助命題3と補助命題4より、直接税額控除と国外所得免除方式のとき、効率的な資源配分が実現するか否かについて、表にまとめたのが表3である。表3から明らかに、以下の2点が

指摘できる。第1に、直接税額控除と国外所得免除方式を比較すると、1つのケースを除くすべてのケースで、同じであることが分かる。両者が一致しない例外のケースは、 $t > t^*$ かつ  $a > a^*$ のときである。表3では、このケースに下線が引かれている。この例外のケースでは、直接税額控除は効率的な資源配分を実現するのに対し、国外所得免除方式は必ずしも効率的な資源配分を実現するとは限らない。

第2に、この2つの制度のうち、どちらがより多くのケースで効率的な資源配分を実現するかをみると、直接税額控除のケースである。この意味で、直接税額控除の方が国外所得免除方式よりも優れている。

以上から、以下の命題2を得る。

**命題2** 効率的な資源配分を実現するか否かについて、直接税額控除と国外所得免除方式を比較すると、以下の点が言える。

- (1) 直接税額控除と国外所得免除方式は、1つのケースを除くすべてのケースで、同じ結果になる。1つ例外なケースは、 $t > t^*$ かつ  $a > a^*$ のときである。
- (2) 直接税額控除の方が、より多くのケースで効率的な資源配分を実現するという意味で、優れている。

以上の結果は、外国税額控除のうち直接税額控除のケースにおいて成立する。<sup>13)</sup>つまり、海外進出が支店の形で行われ、国外所得はすべて国内所得と合算されるケースである。次に検討するのは、外国子会社を対象にする間接税額控除のケースである。外国子会社の場合、外国で得た所得を自国の親会社に配当として送るか、あるいは内部留保するかについて自由に決定できる。この点が、直接税額控除の対象となる海

外支店のケースとは異なる。次の課題は、効率性の観点から、間接税額控除と国外所得免除方式を比較検討し、どちらが効率性の観点から優れているか明らかにすることである。

#### 4. 効率性の比較Ⅱ

基本的な問題は、間接税額控除を廃止し、国外所得免除方式に置き換えることは、効率性の観点から望ましいか否かである。言い換えれば、国外所得免除方式の方が間接税額控除よりも効率性が優れているかどうかである。最近の世界的な動向は、間接税額控除から国外所得免除方式に移行する傾向にある。この動向は、資源配分の効率性から望ましいことかどうかを検証する必要がある。この目的のため、まず、間接税額控除の効率性を検討し、次に、この結果と先に導出した国外所得免除方式の結果を比較して、2つの制度を効率性の観点から比較する。

まず、間接税額控除の効率性について、以下の補助命題5が成立する。

**補助命題5** 間接税額控除のとき、企業の合理的な行動は、以下の(1)–(3)の3つのケースのとき効率的な資源配分を実現する。

- (1)  $t > t^*$ かつ  $a < a^*$ のとき
- (2)  $t < t^*$ かつ  $a > a^*$ のとき
- (3)  $t = t^*$

ところが、以下の(4)と(5)のケースの場合、必ずしも効率的な資源配分は実現しない。

- (4)  $t > t^*$ かつ  $a > a^*$
- (5)  $t < t^*$ かつ  $a < a^*$

**補助命題5の証明** 自国と外国に投資する場合の税引後所得を比較する。

(A4) 自国に投資する場合：この場合、前述の(A2)あるいは(A3)と同じで、 $(1-t)aZ$ となる。

(B4) 外国に投資する場合：外国に資本総額  $Z$  を全額投資して得られる所得(税引前)  $a^*Z$  に対して、まず外国法人税が税率  $t^*$  で課

13) 以上の結果は、海外支店を対象にする直接税額控除のケースばかりではない。外国子会社を対象にする間接税額控除のケースで、外国子会社が所得を自国の親会社に全額、配当として送金するケースでも成立する。

税され、税引後所得は  $(1-t^*)a^*Z$  となる。これが外国子会社の税引後所得である。このうち、配当性向  $\alpha$  の割合が配当として自国の親会社に送金され、残りの  $(1-\alpha)$  が外国子会社に内部留保される。この場合、内部留保分はこれで課税は完了するが、自国の親会社に送金される配当は、自国の法人税において間接税額控除の対象となるため、以下の (i)  $t > t^*$  と (ii)  $t \leq t^*$  の2つのケースに分けられる。

(i)  $t > t^*$  のとき

このとき、外国で得た所得  $a^*Z$  のうち、自国の親会社に送金された配当分  $\alpha a^*Z$  は自国の法人税において間接税額控除の適用を受け、最終的に自国の法人税率  $t$  で課税される。<sup>14)</sup>ところが、外国子会社に残された内部留保の分  $(1-\alpha)a^*Z$  は、既に外国法人税が税率  $t^*$  で課税され課税が完了している。従って税負担額は、 $t\alpha(a^*Z) + t^*(1-\alpha)(a^*Z)$  となる。この場合、企業は所得(税引後)を最大にするように行動するので、税負担を最小にするため配当性向ゼロ(つまり、 $\alpha=0$ )を選択する。従って、税負担額は  $t^*(a^*Z)$  となり、税引後所得は  $(1-t^*)(a^*Z)$  となる。

(ii)  $t \leq t^*$  のとき

このとき、外国で得た所得(税引前)  $a^*Z$  のうち、自国の親会社に送金された配当分は、自国の法人税において間接税額の適用を受け、最終的に外国の法人税率  $t^*$  で課

税される。<sup>15)</sup>ところが、外国子会社に残された内部留保分は、既に外国法人税が税率  $t^*$  で課税され課税が完了している。従って、配当分と内部留保分の両方が外国の法人税率  $t^*$  で課税される。よって、税負担額は  $t^*(a^*Z)$ 、税引後所得は、 $(1-t^*)(a^*Z)$  となる。

(A4)と(B4)の結果から、外国に投資する場合の所得は、(i)と(ii)のいずれのケースでも、 $(1-t^*)(a^*Z)$ となるので、これを自国へ投資する場合の所得  $(1-t)aZ$  と比較する。両者の大小関係は、結局、 $(1-t)a$  と  $(1-t^*)a^*$  の大小関係で決まる。よって、 $(1-t)a$  と  $(1-t^*)a^*$  の大小関係のケース分けは、補助命題4の証明のケースと同じとなり、補助命題4と同じ結果となる。 Q.E.D.

補助命題4と補助命題5より、間接税額控除と国外所得免除方式の効率性を表にまとめたのが表3である。表3より、間接税額控除と国外所得免除方式を比較すると効率性の結果は同じであることが分かる。従って、以下の命題3を得る。

**命題3** 効率的な資源配分を実現するか否かについて、間接税額控除と国外所得免除方式を比較すると、すべてのケースで同じ結果になる。

素朴な疑問は、なぜ直接税額控除と間接税額控除が異なるのかである。命題2において例外のケースである  $t > t^*$  かつ  $a > a^*$  のとき、直接税額控除のときは効率的であるのに、間接税額控除のとき効率性は確定しなくなる。なぜか。

14)  $t > t^*$  のとき、外国子会社の所得のうち配当分は、なぜ自国の法人税率  $t$  で課税されるか確認しておく。外国子会社の所得のうち配当分は、まず外国法人税を税率  $t^*$  で課税されるが、配当として自国の親会社に送金されると、自国の法人税において間接税額控除の適用を受ける。この結果、配当分は自国の法人税率  $t$  で課税しなおされ、算出税額が  $t$ 、外国税額控除が  $t^*$  で、自国の納付税額は  $(t-t^*)$  となる。税負担額は、自国の納付税額  $(t-t^*)$  と外国法人税額  $t^*$  の合計で、 $t$  となる。

15)  $t \leq t^*$  のとき、外国子会社の所得のうち配当分は、なぜ外国の法人税率  $t^*$  で課税されるか確認しておく。この場合、 $t > t^*$  のケースと異なり、自国の法人税において外国税額控除額は、自国の低い法人税率  $t$  で課税する分だけであり、自国の法人税率  $t$  を超える税率  $(t^*-t)$  で課税される分は税額控除されない。この結果、自国の法人税の算出税額が  $t$ 、税額控除が  $t$  となり、自国の法人税の納税額はゼロとなる。これに外国法人税額  $t^*$  を合計すると、税負担額は  $t^*$  となる。



この違いは、直接税額控除の場合は、対象は海外支店であり、国外所得はすべて国内所得と合算され、外国税額控除の対象になる。これに対して、間接税額控除の場合、対象は外国子会社であり、外国税額控除の対象になるのは外国子会社が自国の親会社に送金する配当のみである。

特に、この場合、外国子会社は所得のうち自国の親会社への配当に回す割合、つまり配当性向を決定できる。外国子会社は、自国の法人税率が外国よりも高いとき(つまり  $t > t^*$ )、税負担を軽減させるため、自国の親会社への配当をゼロとし、所得を全額、内部留保することを選択する。なぜなら、もし配当に回すと、自国と外国の法人税率の差( $t - t^*$ )だけ余計に税を負担しなければならないからである。このため、 $t > t^*$ かつ  $a > a^*$ のときに、間接税額控除は必ずしも効率的な資源配分を実現しなくなる。

結局、効率的な資源配分を実現するか否かの観点から、間接税額控除と国外所得免除方式を比較すると、同じ結果になる。言い換えれば、間接税額控除を廃止して国外所得免除方式を採用しても、効率性の観点から、意味がないのである。世界的な動向が、間接税額控除から国外所得免除方式への移行であるとする、このような動向は効率性の観点から意味のない改革であると言える。

しかし、このような動向は、自国への投資を誘発するという点で意味があることを以下で示そう。

## 5. 投資の収益率

ここでは、第3の問題として、国際的二重課税排除の制度が国内投資にどのような影響を及ぼすかを分析する。特に、ここでの問題は、国際的な二重課税排除の制度の下で、自国への投資が誘発されにくい状況が生じているということである。特に、間接税額控除の下で、自国の法人税率が外国よりも高いケース(つまり  $t >$

$t^*$ )を考える。このとき、外国子会社からの配当を利用して自国の親会社の投資に充てようとすると、投資の収益が著しく低くなる。この原因は、外国子会社の配当を自国の親会社に送金させると、自国の高い法人税率  $t$  が課せられるため、自国と外国の法人税率の差( $t - t^*$ )だけ受取配当(つまり投資収益)が減少するためである。従って、外国子会社の所得は、自国の親会社に配当として送金せず、内部留保して外国の投資に充てる方が収益率は高くなる。この結果、自国への投資が減少し、外国への投資が増加する結果になる。

このような問題を解決するには、間接税額控除に代えて、国外所得免除方式を採用することが望ましいと考えられる。この理由は、間接税額控除と異なり、外国子会社が自国の親会社に配当を送金しても、新たな税負担が生じないためである。この点で、国外所得免除方式では、間接税額控除のもつ上記の問題が解決され、自国への投資を誘発する効果がある。

以上の点をより厳密に検討しよう。ここで企業は、外国子会社の所得を利用するとき、以下の2つの投資方法のみをもつとする。

(方法1) 自国の親会社に配当として送金し、親会社の投資を増やす。

(方法2) 外国子会社に内部留保として残し、外国子会社の投資を増やす。

以下、間接税額控除と国外所得免除方式の下で、投資によって得られる所得(税引後)を検討する。まず、間接税額控除について以下の補助命題6が成立する。

**補助命題6** 間接税額控除のとき、上記の方法1と方法2の場合の投資による収益率(税引後)は以下ようになる。

(1) 方法1のとき、以下の2つに分けられる。

①  $t > t^*$ のとき、収益率は  $(1 - t)^2 a$

②  $t \leq t^*$ のとき、収益率は  $(1 - t)(1 - t^*) a$

(2) 方法2のとき、収益率は  $(1 - t^*)^2 a^*$

### 補助命題6の証明

外国子会社の所得(外国法人税の税引前)1単



位を用いて、上記の方法1と方法2で投資する場合を考え、各方法における最終的な所得を計算する。<sup>16)</sup>以下、方法1と方法2のときに分けて検討する。

(1) 方法1の場合、外国子会社の所得(外国法人税の税引前)が1単位、配当として自国の親会社へ送金され、親会社の投資に充てられる。このとき、以下の①と②の2つのケースに分ける。<sup>17)</sup>

①  $t > t^*$  のとき： まず、自国の親会社が外国子会社から配当を1単位受け取る段階で、これに対する税負担は最終的に  $t$  となり、税引後の配当は  $(1-t)$  となる。次に、この税引後の配当を自国の親会社の投資に充てると、生産関数<sup>(23)</sup>式より、投資による所得(税引前)は  $a(1-t)$  となる。これから自国の法人税(税率  $t$ )の税額  $t[a(1-t)]$  を差し引くと、所得

(税引後)は  $(1-t)^2 a$  となる。

②  $t \leq t^*$  のとき： まず、自国の親会社が外国子会社から配当を1単位受け取る段階で、これに対する税負担は最終的に  $t^*$  となり、税引後の配当は  $(1-t^*)$  となる。次に、この税引後配当を自国の親会社の投資に充てると、生産関数<sup>(23)</sup>式より、投資による所得(税引前)は  $a(1-t^*)$  となる。これから自国の法人税額は  $t[a(1-t^*)]$  を差し引くと、所得(税引後)は  $(1-t)[a(1-t^*)]$  となる。

(2) 方法2の場合、まず、外国子会社の所得(税引前)1単位に対し、外国法人税が税率  $t^*$  で課せられるので、税負担は  $t^*$  となり、税引後の内部留保は  $(1-t^*)$  となる。次に、この内部留保を外国子会社の投資に充てると、生産関数<sup>(24)</sup>式より、所得(税引前)は  $a^*(1-t^*)$  となる。これから外国法人税額  $t^*[a^*(1-t^*)]$  を差し引くと、所得(税引後)は  $(1-t^*)^2 a^*$  となる。

Q.E.D.

#### 国外所得免除方式のケース

次に、国外所得免除方式のケースについて、上記の方法1と方法2の投資の収益率を求めると以下の補助命題7が成立する。

**補助命題7** 国外所得免除方式の場合、方法1の収益率は  $(1-t)(1-t^*)a$ 、方法2のときの収益率は  $(1-t^*)^2 a^*$  である。

**補助命題7の証明** 補助命題6の証明と同様である。外国子会社の所得(外国法人税の税引前)1単位を用いて、上記の方法1と方法2で投資する場合を考え、各方法における最終的な所得を計算する。方法1と方法2のときの所得は、以下のようになる。

(1) 方法1のとき、まず、自国の親会社が外国子会社の所得(外国法人税の税引前)1単位を配当として受け取る段階で、これに対する税負担は外国法人税額  $t^*$  のみであり、税引後配当は  $(1-t^*)$  となる。次に、この税引後配当を自国の親会社の投資に充てると、生産関数<sup>(23)</sup>式より、投資による所得(税引前)は  $a(1-t^*)$  となる。これから自国の法人税(税率  $t$ )の税額を控

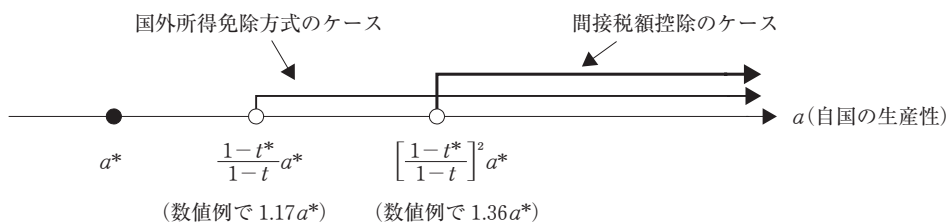
16) ここで、計算する上で最初の基準は、外国子会社の外国法人税の税引前の所得である。以下の議論は、税引後の所得を基準にしても結果は同じである。

17) ここで、外国子会社の所得(外国法人税の税引前)1単位に対する税負担の詳細を述べておく。まず、外国において、外国子会社の所得1単位に対し、外国法人税が  $t^*$  の税率で課税され、税額は  $t^*$  となる。次に、この税引後所得  $(1-t^*)$  が配当として自国の親会社へ送金されると、自国の法人税において間接税額控除が適用される。親会社へ送金された配当は、外国法人税の税引前に戻されて1単位として計算され、国内所得と合算されて、間接税額控除の適用を受ける。この場合、2つのケースが存在する。

(ケース1)  $t > t^*$  のケースにおいて、配当1単位は自国の法人税が税率  $t$  で課税されるので算出税額は  $t$ 、税額控除は  $t^*$ 、よって自国の法人税の納税額は  $t-t^*$  となる。以上から、自国と外国の納税額の合計は、外国法人税額  $t^*$  と自国の法人税の納税額  $t-t^*$  の合計で、 $t$  となる。

(ケース2)  $t \leq t^*$  のケースでは、配当1単位は自国の法人税率  $t$  で課税されるので算出税額は  $t$ 、税額控除  $t$  となるので、自国の法人税の納税額は0。よって、自国と外国の納税額の合計は、外国法人税額  $t^*$  と自国の法人税納付額ゼロの合計で、 $t^*$  となる。

以上のケース1とケース2より、税負担は  $\max\{t, t^*\}$  となる。

図4 自国への投資に必要な自国の生産性  $a$  の範囲

除すると、所得(税引後)は $(1-t)[a(1-t^*)]$ となる。

(2) 方法2のとき、証明は、上記の補助命題6の証明における方法2の場合と同じあり、所得(税引後)は $(1-t^*)^2 a^*$ となる。 Q.E.D.

以上の補助命題6と補助命題7より、間接税額控除と国外所得免除方式の投資収益率を比較すると、異なるケースは $t > t^*$ のときのみであることが分かる。つまり、日本のように自国の法人税率が外国の法人税率よりも高いケースでは、制度の在り方によって投資の収益率が異なるのである。以下では、 $t > t^*$ のケースを検討していく。

#### 自国と外国の収益率の比率

ここで、外国子会社の所得を用いて自国に投資するインセンティブを考える。ここで用いる基準は、自国と外国に投資するときの収益率の比率である。外国に投資する場合の収益率と比較して、自国に投資するときの収益率が相対的にどの程度大きいかによって、自国に投資することがどの程度、魅力的であるかが分かる。

以下では、自国の法人税率が外国の法人税率よりも高い( $t > t^*$ )ケースでは、2つの制度のうちこの収益率の比率が低いのは、間接税額控除のときであることを示す。補助命題6と補助命題7より、この点について以下の命題4を得る。

**命題4**  $t > t^*$ の場合、自国と外国に投資する場合の収益率の比率は、間接税額控除のときの方が国外所得免除方式のときより低い。

**命題4の証明** 自国と外国に投資する場合の収

益率の比率は以下ようになる。

①間接税額控除の場合、補助命題6より、自国に投資するときの収益率は $(1-t)^2 a$ 、外国に投資するときの収益率は $(1-t^*)^2 a^*$ より、両者の比率をとると、 $\rho_1 \equiv [(1-t)/(1-t^*)]^2 (a/a^*)$ となる。

②国外所得免除方式の場合、自国に投資するときの収益率は $(1-t)(1-t^*)a$ 、外国に投資するときの収益率は $(1-t^*)^2 a^*$ より、両者の比率は、 $\rho_2 \equiv [(1-t)/(1-t^*)](a/a^*)$ となる。

①と②の収益率の比率を比較すると、 $t > t^*$ より、 $[(1-t)/(1-t^*)]^2 < [(1-t)/(1-t^*)]$ が成立するので $\rho_1 < \rho_2$ が成立する。 Q.E.D.

#### 自国の生産性要件

次に、自国の投資が生じるためには、自国の生産性はどれだけ高くなければならないかを考える。以下では、自国の法人税率 $t$ が外国の法人税率 $t^*$ よりも大きいケース、つまり $t > t^*$ のときのみを考える。

まず、間接税額控除の場合、自国に投資することを選択するためには、自国に投資する方が外国に投資するよりも収益率が高くなければならない。つまり、補助命題6より、 $(1-t)^2 a > (1-t^*)^2 a^*$ が成立する必要がある。これを書きかえて、自国への投資が選択されるために、自国の生産性 $a$ はどれだけ高くなければならないかを求めると、

$$a > [(1-t^*)/(1-t)]^2 a^* \quad (27)$$

という条件式が成立する。ここで、 $t > t^*$ より、 $[(1-t^*)/(1-t)]^2 > 1$ 。この式は、間接税

額控除のとき、自国への投資が行われるためには、自国の生産性  $a$  は外国の生産性  $a^*$  に  $[(1-t^*)/(1-t)]^2$  倍した値よりも高くなければならないことを示している。

これに対し、国外所得免除方式の場合はどうか。同様に、自国に投資することを選択するためには、自国に投資する方が外国に投資するよりも収益率が高くなければならない。つまり、補助命題7より、 $(1-t)a > (1-t^*)a^*$  が成立する必要がある。これを書き換えて、自国への投資が選択されるために、自国の生産性  $a$  はどれだけ高くなければならないかを求めると、

$$a > [(1-t^*)/(1-t)]a^* \quad (28)$$

この式は、国外所得免除方式のとき、自国への投資が行われるためには、自国の生産性  $a$  は外国の生産性  $a^*$  に  $[(1-t^*)/(1-t)]$  倍した値よりも高くなければならないことを示している。

以上の結果より、この2つの制度について、自国への投資が行われるために必要な自国の生産性  $a$  の条件を比較してみる。図4は、(27)と(28)式より、条件を満足する自国の生産性  $a$  の範囲を図示している。(27)と(28)式を比較すると、 $t > t^*$  より、 $[(1-t^*)/(1-t)]^2 > [(1-t^*)/(1-t)]$  が成立している。このため、自国への投資が行われるために必要な自国の生産性  $a$  は、間接税額控除のときの方が国外所得免除方式よりも高くなっているのである。従って、間接税額控除を廃止し、国外所得免除方式にすると、自国への投資は増加する。この点を以下の数値例でみていく。

**数値例2** 以上の議論を数値例で検討してみる。いま、 $t=0.4$ 、 $t^*=0.3$ 、 $a=2.2$ 、 $a^*=2$  とする。間接税額控除と国外所得免除方式に分けてみていく。

(1) まず、間接税額控除のケースを検討する。自国と外国に投資するときの収益率をみると、補助命題6より、自国に投資するとき  $(1-t)^2a \cong 0.79$  で、外国に投資するとき  $(1-t^*)^2a^* = 0.98$  である。よって、収益率が大きい外国へ

の投資を選択する。この場合、たとえ自国の生産性  $a$  が外国の生産性  $a^*$  よりも高くても、自国への投資が選択されず、海外投資が選択されるのである。

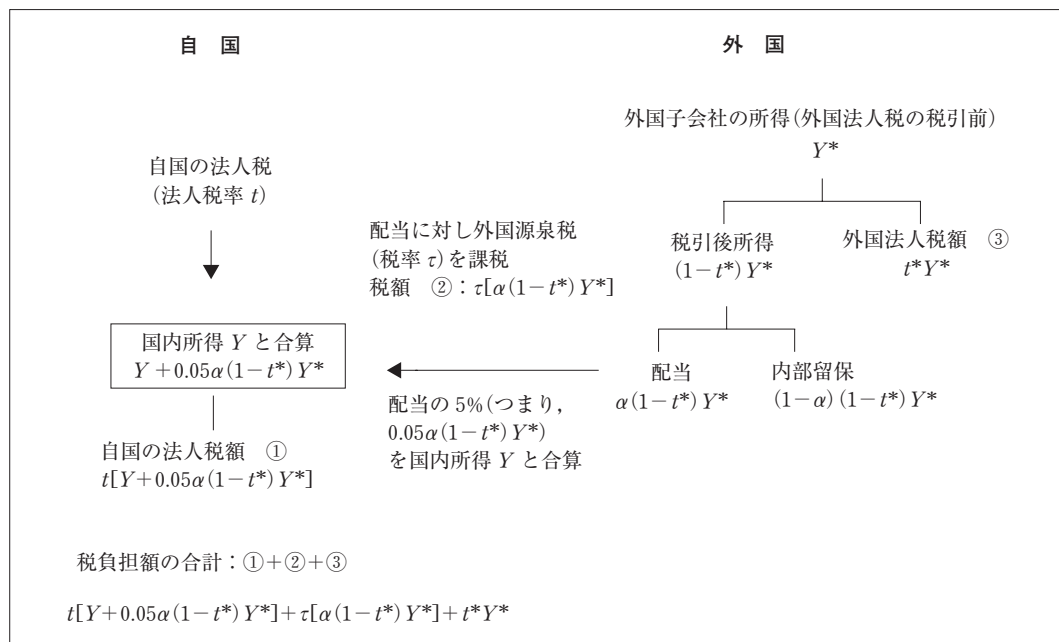
では、自国への投資が選択されるためには、自国の生産性  $a$  は外国の生産性  $a^*$  よりもどのくらい高くなければならないかを求めてみよう。 $a$  以外の他のパラメーターは同じで、 $t=0.4$ 、 $t^*=0.3$ 、 $a^*=2$  として  $a$  を求めると、(27)式より、 $a > [(1-t^*)/(1-t)]^2a^* \cong 1.36a^*$  となる。つまり、自国への投資が行われるには、自国の生産性  $a$  が外国の生産性  $a^*$  よりも約1.36倍高くなければならない。

(2) 次に、国外所得免除方式のケースを考える。上記と同様に、 $t=0.4$ 、 $t^*=0.3$ 、 $a=2.2$ 、 $a^*=2$  とする。このとき収益率をみると、補助命題7より、自国に投資する場合  $(1-t)(1-t^*)a \cong 0.92$  で、外国に投資する場合  $(1-t^*)^2a^* = 0.98$ 。よって、このケースでも、自国の生産性が外国の生産性よりも高くも、外国への投資が選択される。

さらに、 $t=0.4$ 、 $t^*=0.3$ 、 $a^*=2$  として、自国への投資が選択されるためには自国の生産性  $a$  は外国の生産性  $a^*$  よりもどのくらい高くなければならないかを求めると、(28)式より、 $a > [(1-t^*)/(1-t)]a^* \cong 1.17a^*$  となる。この結果、自国への投資が行われるには、自国の生産性  $a$  は外国の生産性  $a^*$  の約1.17倍高いことが必要であることが分かる。間接税額控除と比較すると、国外所得免除方式の方が、自国への投資が行われるために必要な自国の生産性は低下する。

以上の相違は、なぜ生じるか。(27)と(28)式の違いは、間接税額控除方式の場合、外国子会社から配当を自国に送金させると、自国の高い法人税率  $t$  が課せられ、自国と外国の法人税率の差  $(t-t^*)$  だけ受取額が減少するためである。このようなことは、国外所得免除方式では生じない。このことが(27)と(28)式の違いを生じさせているのである。

図5 外国子会社配当益金不算入制度の仕組み



間接税額控除から国外所得免除方式に移行すると、上記の問題は解決するが、依然として(28)式が示している問題は残る。つまり、上記の数値例2の国外所得免除方式のケースにおいて、自国の生産性  $a$  は外国の生産性  $a^*$  の約 1.17 倍高いことが必要であるという要件は、依然として残る。

### 国内投資

たとえ自国の生産性が高くても自国への投資が生じない根本的な原因は、自国の法人税率  $t$  の高さにある。自国の法人税率を引き下げ、世界的な水準に合わせていく必要がある。自国の法人税率が外国よりも高く、税率の格差が大きいと、税による歪みが大きくなる。国外所得免除方式の場合、補助命題7より、投資先を自国にする場合と外国にする場合を比較すると、両者の収益率の大小関係は  $(1-t)a$  と  $(1-t^*)a^*$  の大小関係で決まる。前述のように、国内投資が行われるには、(28)式が成立する必要があるが、 $t$  と  $t^*$  の差が大きいと  $(1-t^*)/(1-t)$  が大きくなる。この結果、国内投資が行われるに

は、自国の生産性  $a$  が外国の生産性  $a^*$  と比較して一層高くなることが求められる。もし法人税率が自国と外国で等しい(つまり、 $t=t^*$ )とき、税による歪みは無くなり、自国と外国のうち生産性の高い方に投資される。国際化時代の中で、多くの国に投資している現在、他の国々と比較して日本の法人税率が高くなっていることは、税による歪みを生じさせている。日本の法人税率を世界的な水準に引き下げていき、税による歪みを排除していく必要がある。

### 6. わが国の制度の分析

以上の議論は、国際的な二重課税排除の制度について基礎的な分析である。この分析を用いて、最近わが国において導入された外国子会社配当益金不算入制度を考察する。外国子会社配当益金不算入制度は、上記の国外所得免除方式の一種であることから、今までの分析をここで応用することができる。外国子会社配当益金不算入制度は、従来の間接税額控除を廃止して導



入されたが、問題は、この制度の移行をどのように評価するかである。以下では、次の3点を主張する。

第1に、税負担についてみると、この制度の移行による増減は不確定である。もし企業が合理的な選択を行うと、税負担の最小化を図るため、外国子会社から自国の親会社に送金する配当をゼロにする。このとき、この2つの制度の税負担は等しい。このため、この制度の移行による税負担の変化は無い。なぜなら、外国子会社が自国の親会社に配当をまったく送らなければ、親会社の国外所得はゼロとなるためである。企業が合理的な行動をとっていると、この制度が移行しても、税負担に与える影響は無いのである。

第2に、この制度の移行は、効率性の観点から全く意味がない。間接税額控除を廃止して外国子会社配当益金不算入制度を導入しても資源配分の効率性はまったく改善しないのである。

第3に、自国への投資についてみると、外国子会社の所得を利用して自国の投資を行う上では、この制度の移行は意味がある。なぜなら、新しい制度の下では、自国への投資の収益性が高まるからである。しかし、投資の改善は非常に僅かで、本質的なものではない。本質的な改善を行うには、自国の法人税率の引き下げが必要であることを主張する。

#### 外国子会社配当益金不算入制度

外国子会社配当益金不算入制度は、国外所得免除方式の1つである。この方式では、自国の法人税において、外国子会社から自国の親会社に送金される配当に対して税率5%の非常に軽い税を課す一方、配当を送金する際に課せられる外国源泉税は税額控除の対象にならない。

いま、外国子会社配当益金不算入制度の仕組みをみていく。制度の仕組みは図5で示されている。外国子会社は、まず、国外所得 $Y^*$ に対して、外国法人税(税率 $t^*$ )が課される。次に、外国法人税の控除後の所得 $(1-t^*)Y^*$ のうち、配当性向 $\alpha$ の割合だけを配当として親会社に

送金する。送金される配当 $(1-t^*)(\alpha Y^*)$ に対して、外国源泉税(税率 $\tau$ )が課されて税額は $\tau(1-t^*)(\alpha Y^*)$ となり、さらに親会社の受取配当 $(1-t^*)(\alpha Y^*)$ の5%が国内所得 $Y$ に合算されて自国の法人税率 $t$ で課税される。従って、税負担の合計は以下ようになる。

$$\bar{T}_0 = t[Y + 0.05(1-t^*)\alpha Y^*] + \tau[(1-t^*)\alpha Y^*] + t^*Y^* \quad (29)$$

税負担 $\bar{T}_0$ は、外国子会社の配当性向 $\alpha$ に依存している。配当性向によって税負担がどのように変化するかをみると、

$$\frac{\partial \bar{T}_0}{\partial \alpha} = [0.05t + \tau](1-t^*)Y^* > 0 \quad (30)$$

従って、外国子会社の配当性向 $\alpha$ を増加させると税負担が増加するので、企業の合理的な選択は、配当性向を $\alpha=0$ にすることである。このとき、税負担は最小になり、このときの税額は、 $\bar{T}_0 = tY + t^*Y^*$ となる。この点、税負担が配当性向によって変化しない国外所得免除制度と異なる。

#### 間接税額控除

ここでの間接税額控除が、第2節で論じたものと異なる点は、外国子会社が自国の親会社に送金する際、外国源泉税が課税されることである。この場合、自国の法人税において、間接税額控除の対象となる外国法人税額は、外国子会社が自国の親会社に送金する際に課税される外国源泉税額と、外国法人税額(配当分のみ)の合計額である。また、税額控除の控除限度額は、前述の(6)式で示される。以上をまとめると、以下ようになる。

(a) 控除対象外国法人税額(以下の①+②)：

$$\tau[(1-t^*)\alpha Y^*] + t^*(\alpha Y^*)$$

① 直接納付分(配当の外国源泉税額)

$$\tau[(1-t^*)\alpha Y^*]$$

② 間接納付分(外国法人税額のうち配当分)

$$t^*(\alpha Y^*)$$

(b) 控除限度額：



表 4 税負担の数値例

税 額		制 度	外国子会社配当益金不算入制度			間接税額控除		
			配当なし $\alpha=0$	半額配当 $\alpha=1/2$	全額配当 $\alpha=1$	配当なし $\alpha=0$	半額配当 $\alpha=1/2$	全額配当 $\alpha=1$
ケース 1 $t=0.4, t^*=0.3, \tau=0.1$								
外国の法人税額	外国子会社の所得 $Y^*$ ①		40	40	40	40	40	40
	(内訳)	配当 $\alpha Y^*$ ②	0	20	40	0	20	40
		内部留保 $(1-\alpha)Y^*$ ③	40	20	0	40	20	0
	外国法人税額 $t^*Y^*$ ④		12	12	12	12	12	12
	(この内)	配当分 $t^*(\alpha Y^*)$ ⑤	0	6	12	0	6	12
	税引後配当 $(1-t^*)(\alpha Y^*)$ ⑥		0	14	28	0	14	28
	②-⑤							
	配当の外国源泉税 $\tau(1-t^*)(\alpha Y^*)$ ⑦		0	1.4	2.8	0	1.4	2.8
	税額の合計 (④+⑦) ⑧		12	13.4	14.8	12	13.4	14.8
(この内)	配当分 (⑤+⑦) ⑨		0	7.4	14.8	0	7.4	14.8
自国の法人税額		課税標準 ⑩	60	60.7	61.4	60	80	100
	(内訳)	国内所得 $Y$ ⑪	60	60	60	60	60	60
		国外所得 (算入分) ⑫	⑥ $\times 0.05$			②あるいは (⑤+⑥)		
			0	0.7	1.4	0	20	40
	算出法人税額 ( $t \times$ ⑩) ⑬		24	24.28	24.56	24	32	40
	控除対象外国法人税額 (⑨) ⑭		*	*	*	0	7.4	14.8
	外国税額控除限度額 $(13 \times 12) / (11 + 12)$ ⑮		*	*	*	0	12.8	16
	外国税額控除 $\min \{14, 15\}$ ⑯		*	*	*	0	7.4	14.8
	納付法人税額 (⑬-⑯) ⑰		24	24.28	24.56	24	24.6	25.2
税負担額の合計 (⑧+⑰) ⑱		36	37.68	39.36	36	38	40	
ケース 2 $t=0.3, t^*=0.4, \tau=0.1$								
外国の法人税額	外国子会社の所得 $Y^*$ ①		40	40	40	40	40	40
	(内訳)	配当 $\alpha Y^*$ ②	0	20	40	0	20	40
		内部留保 $(1-\alpha)Y^*$ ③	40	20	0	40	20	0
	外国法人税額 $t^*Y^*$ ④		16	16	16	16	16	16
	(この内)	配当分 $t^*(\alpha Y^*)$ ⑤	0	8	16	0	8	16
	税引後配当 $(1-t^*)(\alpha Y^*)$ ⑥		0	12	24	0	12	24
	②-⑤							
	配当の外国源泉税 $\tau(1-t^*)(\alpha Y^*)$ ⑦		0	1.2	2.4	0	1.2	2.4
	税額の合計 (④+⑦) ⑧		16	17.2	18.4	16	17.2	18.4
(この内)	配当分 (⑤+⑦) ⑨		0	9.2	18.4	0	9.2	18.4
自国の法人税額		課税標準 ⑩	60	60.6	61.2	60	80	100
	(内訳)	国内所得 $Y$ ⑪	60	60	60	60	60	60
		国外所得 (算入分) ⑫	⑥ $\times 0.05$			②あるいは (⑤+⑥)		
			0	0.6	1.2	0	20	40
	算出法人税額 ( $t \times$ ⑩) ⑬		18	18.18	18.36	18	24	30
	控除対象外国法人税額 (⑨) ⑭		*	*	*	0	9.2	18.4
	外国税額控除限度額 $(13 \times 12) / (11 + 12)$ ⑮		*	*	*	0	6	12
	外国税額控除 $\min \{14, 15\}$ ⑯		*	*	*	0	6	12
	納付法人税額 (⑬-⑯) ⑰		18	18.18	18.36	18	18	18
税負担額の合計 (⑧+⑰) ⑱		34	35.38	36.76	34	35.2	36.4	

(注)上記の記号で「\*」は、適用がないことを示している。

$$t(Y+\alpha Y^*) \times \frac{\alpha Y^*}{Y+\alpha Y^*} = t\alpha Y^* \quad (6)$$

間接税額控除額は、本来、上記(a)の控除対象外国法人税額であるが、自国の税収確保の観点から、(6)式で示す金額が税額控除の上限となっている。従って、外国税額控除額  $C_2$  は、(7)式と同様に求められ、

$$C_2 = \min\{t^* + \tau(1-t^*), t\} \cdot \alpha Y^* \\ = \begin{cases} [t^* + \tau(1-t^*)](\alpha Y^*) & t > t^* + \tau(1-t^*) \text{ のとき} \\ t(\alpha Y^*) & t \leq t^* + \tau(1-t^*) \text{ のとき} \end{cases} \quad (31)$$

自国の法人税納付額  $T_2$  は、 $T_2 = t(Y+\alpha Y^*) - C_2$  となる。自国と外国の法人税額の合計  $\bar{T}_2$  は、自国の法人税納付額  $T_2$  と、外国法人税額  $t^*Y^*$ 、および外国源泉税額の合計なので、(31)式より、

$$\bar{T}_2 = [t(Y+\alpha Y^*) - C_2] + t^*Y^* + \tau(1-t^*)\alpha Y^* \\ = \begin{cases} t(Y+\alpha Y^*) + t^*(1-\alpha)Y^* & t > t^* + \tau(1-t^*) \text{ のとき} \\ tY + t^*Y^* + \tau(1-t^*)\alpha Y^* & t \leq t^* + \tau(1-t^*) \text{ のとき} \end{cases} \quad (32)$$

この場合も、税負担  $\bar{T}_2$  は配当性向  $\alpha$  に依存している。外国子会社の配当性向  $\alpha$  を変化させたときの税負担  $\bar{T}_2$  の変化をみると、(32)式より、

$$\frac{\partial \bar{T}_2}{\partial \alpha} = \begin{cases} (t-t^*)Y^* > 0 & t > t^* + \tau(1-t^*) \text{ のとき} \\ \tau(1-t^*)Y^* > 0 & t \leq t^* + \tau(1-t^*) \text{ のとき} \end{cases} \quad (33)$$

(33)式は、企業が配当性向  $\alpha$  を高めると税負担  $\bar{T}_2$  が重くなることを示している。企業の合理的な選択は、税負担を最小にするため、配当性向を  $\alpha=0$  とすることである。

### 税負担の比較

外国子会社配当益金不算入制度と間接税額控

除の税負担を比較すると、以下の命題5を得る。

**命題5** 外国子会社配当益金不算入制度のときの税負担  $\bar{T}_6$  と、間接税額控除ときの税負担  $\bar{T}_2$  を比較すると、以下の(A)と(B)の結果を得る。

(A) 両方の制度において、企業の合理的な行動の結果、税負担の最小化が行われる場合、配当性向  $\alpha$  は  $\alpha=0$  が選択される。このとき、両方の制度における税負担は等しく、 $\bar{T}_2 = \bar{T}_6 = tY + t^*Y^*$  が成立する。

(B) もし配当性向  $\alpha$  が  $\alpha > 0$  のとき、以下の(i)と(ii)が成立する。

(i)  $t > t^* + \tau(1-t^*)$  のとき、 $\bar{T}_6$  と  $\bar{T}_2$  の大小関係は不確定である。もし配当の外国源泉税率  $\tau$  が低いと、 $\bar{T}_6 < \bar{T}_2$ 。

(ii)  $t \leq t^* + \tau(1-t^*)$  のとき、 $\bar{T}_2 < \bar{T}_6$  が成立する。

**命題5の証明** (A)は、(29)、(30)、(32)、および(33)式より明らかである。(B)については、以下の2つのケースに分かれる。

ケース1:  $t > t^* + \tau(1-t^*)$  のとき

(29)と(32)式より、

$$\bar{T}_2 - \bar{T}_6 = A\alpha Y^* \quad (34)$$

ここで、

$$A \equiv (t-t^*) - (1-t^*)(0.05t + \tau) \quad (35)$$

従って、 $\bar{T}_2$  と  $\bar{T}_6$  の大小関係は、 $A$  の符号に依存するが、この符号は不確定である。配当の外国源泉税率  $\tau$  が小さいとき、 $A > 0$  となり、 $\bar{T}_6 < \bar{T}_2$  が成立する。逆に、 $\tau$  が大きいと、 $A < 0$  となり、 $\bar{T}_6 > \bar{T}_2$  となる。

ケース2:  $t \leq t^* + \tau(1-t^*)$  のとき

(29)と(32)式より、 $\alpha > 0$  のとき

$$\bar{T}_2 - \bar{T}_6 = -0.05t(1-t^*)\alpha Y^* < 0 \quad (36)$$

従って、 $\bar{T}_2 < \bar{T}_6$  が成立する。 Q.E.D.

この2つの制度の税負担を比較すると、ケース1の  $t > t^* + \tau(1-t^*)$  の場合、両者の大小関

係は明確ではない。しかし、一般に配当の外国源泉税率  $\tau$  が低いので、 $\bar{T}_0 < \bar{T}_2$  が成立する。従って、間接税額控除から外国子会社配当益金不算入制度に制度が移行すると、ケース 1 のように、自国よりも外国の法人税率が低い場合、税負担は軽くなる。逆に、ケース 2 のように、自国よりも外国の法人税率が高い場合、税負担は一層重くなる。

命題 5 において、 $t > t^* + \tau(1 - t^*)$  の場合、なぜ税負担の大小関係は不確定になるのか。この原因は、間接税額控除から外国子会社配当益金不算入制度に移行することによって引き起こされる税負担の増減にある。この制度の移行によって、国外所得のうち配当分 1 単位(税引前)に対する税額の変化をみていく。まず、この制度の移行によって適用される法人税率は、自国の高い法人税率  $t$  から外国の低い法人税率に低下するので、 $(t - t^*)$  だけ税負担は低下する。しかし、外国法人税の税引後受取配当  $(1 - t^*)$  に対して、この 5% に自国の法人税率  $t$  が課税されるため  $0.05t(1 - t^*)$  だけ増税になるとともに、外国源泉税(税率  $\tau$ )が税額控除されないのでこの分も増税となり、両者の合計が新たに税負担の増加となる。両者の税負担の増減を相殺すると、 $(t - t^*) - (1 - t^*)(0.05t + \tau)$  となり、この符号で増減が決まる。ところが、これは(35)式で定義した  $A$  にほかならない。つまり、 $A$  は制度の移行によって生じる税負担の減少額を示している。 $A$  の符号を数値例でみてみると、自国の法人税率  $t = 0.4$ 、外国の法人税率  $t^* = 0.3$  のとき、 $A > 0$  となるのは概数で外国源泉税率が  $\tau < 0.12$  のときで、 $\tau > 0.12$  ならば  $A < 0$  となる。

外国子会社配当益金不算入制度と間接税額控除の税負担を以下の数値例で比較してみる。

**数値例 3** 表 4 は外国子会社配当益金不算入制度と間接税額控除の税額を示している。ここで、国内所得  $Y = 60$ 、国外所得  $Y^* = 40$  とし、配当に対する源泉徴収税率を  $\tau = 0.1$  としている。

自国と外国の法人税率については、両者の大小関係に応じて 2 つのケースを考えている。ケース 1 は、自国の法人税率  $t$  が外国の法人税率  $t^*$  よりも大きいケースで、 $t = 0.4$ 、 $t^* = 0.3$  のときである。このとき、配当がある半額配当と全額配当のケースでは、外国子会社配当益金不算入制度の方が間接税額控除よりも税負担が軽くなっている。ケース 2 は、ケース 1 の逆のケースで、自国の法人税率  $t$  が外国の法人税率  $t^*$  よりも小さく、 $t = 0.3$ 、 $t^* = 0.4$  のときである。このとき、配当がある半額配当と全額配当のケースでは、ケース 1 とは逆に、外国子会社配当益金不算入制度の方が間接税額控除よりも税負担が重くなっている。但し、ケース 1 とケース 2 のいずれの場合でも、配当なしのケースでは、この 2 つの制度における税負担は等しくなっている。

また、いずれの制度においても、配当性向  $\alpha$  が  $\alpha = 0$ 、 $\alpha = 1/2$ 、および  $\alpha = 1$  の 3 つのケースを比較してみると、配当性向が増加すると、税負担は増加している。

企業が所得の最大化行動をとると、税負担の最小化となり、均衡において配当性向ゼロを選択する。このとき、外国子会社配当益金不算入制度と間接税額控除の税負担は等しい。後者から前者に制度を移行しても、企業の税負担は均衡において変わらないのである。

## 7. 外国子会社配当益金不算入制度の評価

ここで、外国子会社配当益金不算入制度を検討する。評価する基準は、情報の問題、インセンティブ、効率性、および自国への投資の問題の 4 つである。

### 情報とインセンティブ

まず、情報の問題を考える。外国子会社配当益金不算入制度で重視されているのは、税務行政の簡素化である。従来の間接税額控除の場合、外国税額の支払いに関する情報の把握、複雑な計算、申告の際の膨大な証拠書類の添付な

ど、大きな事務負担の存在が指摘されてきた。新しい制度への移行は、この事務作業の軽減という意味では評価できる。特に、この負担の軽減は、税務当局より納税者の側の方が大きい。納税者にとって、外国子会社から配当に関する書類や法人税の納税証明書を取得するなどの事務手続が減少する。この事務負担の軽減は、情報のコストの軽減として捉えることができる。

税務当局は、税に関する情報を多く集める必要がなくなるという意味で、納税者と税務当局での情報の交換が少なくて済む。後で証明するが、外国子会社配当益金不算入制度と間接税額控除は、効率性の観点から、同じパフォーマンスを示している。従って、外国子会社配当益金不算入制度と間接税額控除を比較すると、両者の効率性が同じである一方、前者は情報のコストがかからないため、前者の方が制度として優れているといえることができる。

次に、インセンティブの側面を検討する。外国子会社配当益金不算入制度の場合、外国子会社の配当性向を高め、自国の親会社への資金還流を容易にすることが期待されている。しかし、この制度を導入しても、配当性向が高まるとは必ずしも言えない。命題5で示したように、企業の合理的な選択は、税負担の最小化行動となるため、外国子会社の配当性向をゼロにおくことである。言い換えれば、均衡において、外国子会社の配当性向はゼロである。上記の自国の親会社への資金還流とは、何らかのやむを得ない事情で、親会社が資金を必要になったため、外国子会社から送られる配当に対して税負担を軽くすることを意味している。しかし、考察すべき状態は、やむを得ない事情のあるケースではなく、均衡状態である。均衡においては、親会社に配当を送るインセンティブは生じていないのである。この意味で、自国の親会社への資金還流を容易にする制度ではあるが、これを内生的に生じさせる制度ではない。

#### 効率性からの評価

第2の問題である資源配分の効率性を検討す

る。ここでの問題は、外国子会社配当益金不算入制度と間接税額控除のうち、いずれが効率性の観点から優れているかである。まず、間接税額控除について検討する。補助命題5は、外国子会社が自国の親会社に配当を送金する際に課せられる外国源泉税を考慮していない。これを考慮して間接税額控除の効率性を検討すると、以下の補助命題8が成立する。

**補助命題8** 間接税額控除の効率性について、外国源泉税を新たに考慮しても、補助命題5が依然として成立する。

**補助命題8の証明** 補助命題5の証明と異なるのは、配当分の外国源泉税が新たに加わるとき、どのように変わるかである。まず、自国に投資すると、税引後所得は $(1-t)aZ$ である。次に、外国に投資する場合の税引後所得を考える。この場合、均衡において、企業は所得を最大にする行動をとるので、配当性向 $\alpha$ をゼロに選択する。このため、配当は無いので、配当に対する外国源泉税額は自明な形でゼロとなる。外国に投資するときの所得は全額、内部留保されるので、税引後所得は $(1-t^*)a^*Z$ となる。結局、自国に投資すると $(1-t)aZ$ 、外国に投資すると $(1-t^*)a^*Z$ となり、両者を比較すると、この大小関係は、 $(1-t)a$ と $(1-t^*)a^*$ の大小関係で決まることになる。従って、補助命題5の証明と同じになる。 Q.E.D.

外国子会社配当益金不算入制度については、国外所得免除方式の効率性を示す補助命題4を用い、以下の補助命題9を得る。

**補助命題9** 外国子会社配当益金不算入制度の効率性について、補助命題4と同じになる。

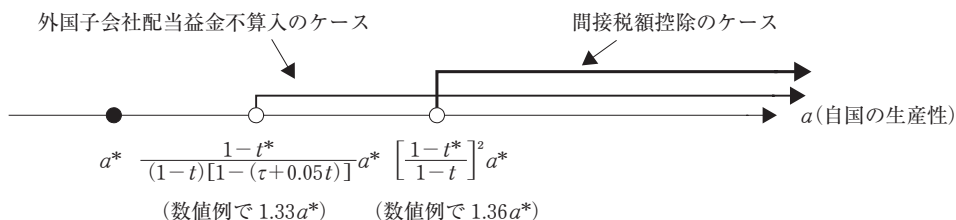
**補助命題9の証明** 国外所得免除方式のケースにおける補助命題4、およびこのときの所得の計算を説明した(A3)と(B3)を用いて証明する。自国と外国に投資するときの税引後所得は、以下ようになる。

(A3\*)自国に投資する場合は、前述の(A3)と同じで、 $(1-t)aZ$ 。

(B3\*)外国に投資する場合、外国の法人税の税

図6 自国への投資に必要な自国の生産性  $a$  の範囲

(A&gt;0 のケース)



引後所得は  $(1-t^*)a^*Z$  である。これが外国子会社の所得である。これを配当と内部留保に配分すると、税負担はどうか。自国の親会社への配当に回した分については、新たに配当分の5%に課税され、さらに外国源泉税が課せられる。これに対し、内部留保分への新たな課税は無い。従って、企業の合理的選択は、配当をゼロにして全額、内部留保し、税引後所得を最大にすることである。この結果、この場合の税引後所得は  $(1-t^*)a^*Z$  となる。

以上より、企業の合理的選択は、自国に投資するときの所得  $(1-t)aZ$  と、外国に投資するときの所得  $(1-t^*)a^*Z$  を比較することになる。両者の大小関係は、 $(1-t)a$  と  $(1-t^*)a^*$  の大小関係で決まるので、補助命題4の結果と同じになる。 Q.E.D.

補助命題8, 補助命題9, および命題3より、効率性に関して、外国子会社配当益金不算入制度と間接税額控除を比較すると、以下の命題6を得る。

**命題6** 効率的な資源配分を実現するか否かについて、外国子会社配当益金不算入制度と間接税額控除を比較すると、すべてのケースで同じ結果になる。

**命題6の証明** 命題3より、間接税額控除と国外所得免除方式は効率性が同じである。ところが、補助命題8より、間接税額控除は外国源泉税額を含めても効率性は変わらない一方、補助

命題9より、外国子会社配当益金不算入制度の効率性は国外所得免除方式と同じである。従って、外国子会社配当益金不算入制度と間接税額控除の効率性は同じである。 Q.E.D.

以上から、間接税額控除と外国子会社配当益金不算入制度は、効率性の観点から同じである。従って、前者から後者に制度を移行しても、効率性は改善されるわけではないことが分かる。しかし前述したように、後者の制度は、効率性が同じで、情報のコストが低いという意味では優れていると言える。

### 投資の収益率の比較

第3の問題である自国の投資に与える影響を分析する。ここでの問題は、自国への投資が新たに導入された外国子会社配当益金不算入制度で高まるか否かである。具体的には、企業が外国子会社の所得を利用して投資を行うとき、自国に投資する方が有利か、あるいは外国に投資する方が有利かを検討する。第5節で論じたときと同様に、企業は、外国子会社の所得を利用するとき、以下の2つの方法のみをもつとする。

- (方法1) 自国の親会社に配当として送金し、親会社の投資を増やす。
- (方法2) 外国子会社に内部留保として残し、外国子会社の投資を増やす。

まず、間接税額控除の場合、上記の方法1と方法2のときの投資の収益率について考える。ここで、新たに外国源泉税額が存在しても、補



表5 法人所得課税の実効税率の国際比較

(単位: %)

	日本	アメリカ (カリフォルニア州)	フランス	ドイツ (全ドイツ平均)	イギリス	中国	韓国 (ソウル)
国税の実効税率 ①	27.89	31.91	33.33	15.83	28.00	25.00	22.00
地方税の実効税率 ②	12.80	8.84	0	14.00	0	0	2.20
国税・地方税全体の 実効税率 ①+②	40.69	40.75	33.33	29.83	28.00	25.00	24.20

(出所)財務省資料より作成。

助命題6は依然として成立するので、以下の補助命題10が成立する。

**補助命題10** 外国源泉税額を伴う間接税額控除のとき、投資による収益率(税引後)は以下ようになる。

(1) 方法1のとき、以下の2つに分けられる。

①  $t > \bar{t}^*$ のとき、収益率は  $(1-t)^2 a$

②  $t \leq \bar{t}^*$ のとき、収益率は  $(1-t)(1-\bar{t}^*) a$

(2) 方法2のとき、収益率は  $(1-t^*)^2 a^*$

ここで、 $\bar{t}^* \equiv t^* + \tau(1-t^*)$ 。

**補助命題10の証明** まず、方法1の証明は、補助命題6における方法1の証明において、ただ  $t^*$ を $\bar{t}^*$ に置き換えたものである。従って、補助命題6の方法1の証明で用いた注17の議論も、この場合、 $t^*$ を $\bar{t}^*$ に置き換えるだけでよい。次に、方法2の証明は、補助命題6の方法2の証明と同じである。 Q.E.D.

次に、外国子会社配当益金不算入制度において、上記の方法1と方法2における収益率に関して以下の補助命題11が成立する。

**補助命題11** 外国子会社配当益金不算入制度において、方法1の収益率は  $a(1-t^*)(1-t)[1-(\tau+0.05t)]$ 、方法2の収益率は  $(1-t^*)^2 a^*$ である。

**補助命題11の証明**

補助命題7の証明と同様である。方法1と方法2の収益率をそれぞれ以下の(1)と(2)で求める。

(1) 方法1の収益率を考える。まず、自国の親会社が外国子会社の所得(外国法人税の税引前)1単位を配当として受け取る段階で、これに対する税負担をみる。まず、外国法人税(税率

$t^*$ )が課され、さらに、この税引後所得  $(1-t^*)$  に対して、外国源泉税(税率  $\tau$ )とともに、この5%に対して自国の法人税(税率  $t$ )が課税される。従って、配当に対する税額は  $t^* + (1-t^*)[\tau + 0.05t]$  で、この税額を所得1から控除して受取配当(税引後)を求めると、 $(1-t^*)[1-(\tau + 0.05t)]$  となる。次に、これを自国の親会社の投資に充てると、生産関数<sup>(23)</sup>式より、投資による所得(税引前)は  $a(1-t^*)[1-(\tau + 0.05t)]$  となる。これに対し自国の法人税(税率  $t$ )が課されるので、投資による所得(税引後)は、 $a(1-t^*)(1-t)[1-(\tau + 0.05t)]$  となる。

(2) 方法2のとき、証明は、上記の補助命題6の証明における方法2の場合と同じあり、所得(税引後)は  $(1-t^*)^2 a^*$  となる。 Q.E.D.

#### 自国と外国の収益率の比率

以上の補助命題10と補助命題11を用いて、自国に投資するインセンティブを考える。命題4と同様に、自国と外国に投資する場合の収益率の比率を考える。投資の収益率が、外国に投資するときよりも自国に投資する方が相対的に高いとき、自国への投資意欲が高まると考えることができる。ここで問題となるのは、外国子会社の所得を利用して投資する場合、自国に投資するかあるいは外国に投資するかは、国際的な二重課税排除の制度に依存することである。上記2つの制度のうちどちらが自国への投資を高めるかについて、補助命題10と補助命題11を用い、以下の命題7を得る。

**命題7** 外国子会社の所得を利用して投資する場合、 $t > \bar{t}^*$ のとき、外国子会社配当益金不算入制度と間接税額控除のどちらが自国への投資

を高めるかは、(35)式で定義する  $A$  の符号で決まる。

**命題7の証明** 収益率の比率について、外国子会社配当益金不算入制度と間接税額控除のケースの比較を行うと、この大小関係は(35)式で定義した  $A$  の符号で決まることを示す。

①間接税額控除の場合、補助命題10より、方法1で自国に投資するときの収益率は  $(1-t)^2 a$ 、方法2で外国に投資するときの収益率は  $(1-t^*)^2 a^*$  より、両者の比率をとると、

$$\rho_3 \equiv [(1-t)/(1-t^*)]^2 (a/a^*) \quad (37)$$

②外国子会社配当益金不算入制度の場合、補助命題11より、方法1で自国に投資するときの収益率は  $a(1-t^*)(1-t)[1-(\tau+0.05t)]$ 、方法2で外国に投資するときの収益率は  $(1-t^*)^2 a^*$  より、両者の比率は、

$$\rho_4 \equiv \frac{(1-t)[1-(\tau+0.05t)]}{(1-t^*)} \cdot \frac{a}{a^*} \quad (38)$$

$\rho_3$  と  $\rho_4$  を比較すると、この2つの大小関係は  $(1-t)/(1-t^*)$  と  $[1-(\tau+0.05t)]$  の大小関係で決まる。両者の差をとると、(35)、(37)、および(38)式より、

$$\begin{aligned} \rho_3 - \rho_4 &= \frac{1-t}{1-t^*} \left[ \frac{1-t}{1-t^*} - [1-(\tau+0.05t)] \right] \cdot \frac{a}{a^*} \\ &= \frac{-A(1-t)}{(1-t^*)^2} \cdot \frac{a}{a^*} \quad (39) \end{aligned}$$

よって、 $A > 0$  のとき、 $\rho_3 < \rho_4$  が成立し、逆に、 $A < 0$  のとき、 $\rho_3 > \rho_4$  となる。 Q.E.D.

命題7より、外国子会社配当益金不算入制度の方が自国への投資が高まるとは必ずしも言えないことが分かる。2つの制度における大小関係は、(35)式で定義する  $A$  の符号で定まる。この  $A$  の符号とは、前述したように、外国子会社配当益金不算入制度と間接税額控除との税負担の相違である。間接税額控除から外国子会社配当益金不算入制度に移行すると、税率の低下する部分  $(t-t^*)$  だけ税負担は軽くなるが、受

取配当  $(1-t^*)$  に対して、この5%が自国の法人税率  $t$  で課税され、さらに外国源泉税(税率  $\tau$ )が課税されるため、両者の相殺した結果が  $A$  の符号となる。自国への投資が高まるか否かは、税負担が最終的に軽減されるかどうかには依存する。

#### 自国の生産性要件

次に、自国の投資が生じるためには、自国の生産性はどれだけ高くなければならないかを考える。ここでは  $t > \tilde{t}^*$  のケースを考える。外国子会社配当益金不算入制度のとき、補助命題11より、前述した方法で方法1と方法2のときの収益率を比較し、収益率が方法1の方が方法2よりも大きくなる条件を求めると、

$$a > \frac{(1-t^*)}{(1-t)[1-(\tau+0.05t)]} \cdot a^* \quad (40)$$

この場合、自国の投資が行われるには、自国の生産性  $a$  は、外国の生産性  $a^*$  よりも右辺の  $a^*$  の係数倍だけ高いことが必要である。間接税額控除の場合は、補助命題10より、(27)式が成立する。(27)と(40)式より、この2つの制度について、自国への投資が生じるために必要な自国の生産性  $a$  の条件を比較することができる。図6は、(27)と(40)式より、条件を満足する自国の生産性  $a$  の範囲を示している。この場合、新たに導入された外国子会社配当益金不算入制度の下で、自国への投資が生じるために必要な自国の生産性要件は低下することが分かる。この点を以下の数値例でみてみよう。

**数値例4** 以上の議論を数値例で検討してみる。いま、数値例2に、 $t=0.4$ 、 $t^*=0.3$ 、 $\tau=0.1$ 、 $a=2.2$ 、 $a^*=2$  とする。

(1) 外国子会社配当益金不算入制度のケースにおける収益率をみると、補助命題11より、自国に投資する場合は  $a(1-t^*)(1-t)[1-(\tau+0.05t)] \cong 0.81$  で、外国に投資する場合  $(1-t^*)^2 a^* = 0.98$ 。よって、自国の生産性が高いにも関わらず、外国への投資が選択される。さらに、 $t=0.4$ 、 $t^*=0.3$ 、 $a^*=2$ 、 $\tau=0.1$  として、自国への

投資が選択されるためには、自国の生産性  $a$  は外国の生産性  $a^*$  よりもどのくらい高くなければならないかを求めると、(40)式より、概数で  $a > 1.33a^*$  となる。自国への投資が行われるには、自国の生産性  $a$  は外国の生産性  $a^*$  の約 1.33 倍高いことが必要である。

(2) 間接税額控除のケースでは、補助命題 10 より、数値例 2 と同じに結果になる。つまり、自国に投資するとき  $(1-t)^2 a \cong 0.79$  で、外国に投資するとき  $(1-t^*)^2 a^* = 0.98$  である。また、自国への投資が選択されるため必要な自国の生産性の要件は、(27)式より、 $a > [(1-t^*)/(1-t)]^2 a^* \cong 1.36a^*$  である。

以上の(1)と(2)の結果より、間接税額控除と比較すると、外国子会社益金不算入制度の方が、自国への投資が行われるために必要な自国の生産性は少し低くなる。この意味で、自国への投資は誘発される。しかし、自国の生産性要件は、決して大きく減少していないことに注意すべきである。制度の移行によって、自国の生産性要件は、外国の生産性の約 1.36 倍から 1.33 倍に低下したにすぎない。

本質的な問題は、前述したように、税による歪みが非常に大きくなっていて、自国の投資を誘発しないことにある。この問題は、間接税額控除を廃止し、外国子会社配当益金不算入制度を導入しても抜本的に改善されるものではない。根本的な原因は、日本の法人税率が世界的に高い水準にあることである。表 5 は、法人税の実効税率の国際比較を示している。日本の法人税率は世界的に高水準にあり、アメリカを除く諸外国との税率格差が大きいことが分かる。このような税率格差は、前述したように、税の歪みを生じさせ、自国への投資を生じさせない 1 つの原因になっている。自国の法人税率を世界水準に引き下げることが重要で、このとき税による歪みが低下し、自国への投資が生じてくるのである。

## 参考文献

- 朝長英樹(監修)(2009)『国際的二重課税排除の制度と実務：外国税額控除制度・外国子会社配当益金不算入制度』法令出版。
- 経済産業省(2008)「我が国企業の海外利益の資金還流について：海外子会社からの配当についての益金不算入制度の導入に向けて」貿易経済協力局貿易振興課，国際租税小委員会。
- 渡辺淑夫(2008)『外国税額控除 三訂版：国際的二重課税排除の理論と実務』同文館出版。
- Bond, Eric W. and Larry Samuelson (1989) "Strategic Behaviour and the Rule for International Taxation of Capital," *Economic Journal*, Vol.99, No.398, pp.1099-1111.
- Gresik, Thomas A. (2001) "The Taxing Task of Taxing Transnationals," *Journal of Economic Literature*, Vol.39, No.3, pp.800-838.
- Hamada, Koichi (1966) "Strategic Aspects of Foreign Investment Income," *Quarterly Journal of Economics*, Vol.80, No.3, pp.361-375.
- Hartman, David G. (1985) "Tax Policy and Foreign Direct Investment," *Journal of Public Economics*, Vol. 26, pp.107-121.
- Kemp, Murray C. (1964) *The Pure Theory of International Trade*, Prentice-Hall.
- Musgrave, Peggy B. (1969) *United States Taxation of Foreign Investment Income: Issues and Arguments*, Harvard University.

